

1. 人権に関する総合計画(分野別取組)

評価	
A	行動計画、成果指標のいずれもが「実績(実績値)＞計画(目標値)」
B	行動計画、成果指標の一方が「実績(実績値)≥計画(目標値)」で、他方が「実績(実績値)＜計画(目標値)」
C	行動計画、成果指標のいずれもが「実績(実績値)＜計画(目標値)」であるが、その差が10%未満
D	行動計画、成果指標のいずれもが「実績(実績値)＜計画(目標値)」であるが、その差が10%以上

資料3(参考資料1)
会議資料3の参考資料として送付いたします。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	K	L	M
分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	福祉医療費助成制度	・ 母子家庭等への医療費自己負担金の助成を行う。	保険年金課	福祉医療給付事業	B	他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	母子家庭等の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	対象の可能性がある方への案内に努めているが、受給券の交付は本人申請に基づくことから、制度を知らないことによる申請漏れや、受給者であっても更新忘れがある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	福祉医療費助成制度	・ 母子家庭等への医療費自己負担金の助成を行う。	保険年金課	福祉医療給付事業(市単)	B	他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	母子家庭等の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	対象の可能性がある方への案内に努めているが、受給券の交付は本人申請に基づくことから、制度を知らないことによる申請漏れや、受給者であっても更新忘れがある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	2 相談・支援	2 子育てや介護、家庭での人間関係等の不安や悩みの相談	男女の悩みごと相談窓口事業	・ 男女の悩みごと相談窓口の開設を開設する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B	男女の悩みごと相談窓口を開設し、夫婦間、家庭での人間関係等の不安や心の悩みに関する相談対応を行った。(関連相談件数:43件(女性分抽出))	相談者の話を傾聴し、内容から滋賀県立男女共同参画センターや滋賀弁護士会等の専門機関と連携し、紹介することにより、相談者の不安や悩みの解消に繋がった。	同じ方からの心の悩み相談が増加し、傾聴にとどまり、具体的な対応や専門機関へつなげないケースもある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	2 相談・支援	3 職場での不安や悩み等の相談	男女の悩みごと相談窓口事業	・ 男女の悩みごと相談窓口の開設を開設する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B	男女の悩みごと相談窓口を開設し、職場での人間関係等の不安や悩みに関する相談対応を行った。(関連相談件数:2件(女性分抽出))	相談者の話を傾聴することにより、相談者の不安や悩みの解消に繋がった。	企業内の問題は、本課では傾聴にとどまり、具体的な対応ができないケースがある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	学習支援事業「学んでいコウカ」	・ 生活困窮世帯等支援が必要な家庭のこどもたちを対象として実施している学習支援事業「学んでいコウカ」にてひとり親世帯のこどもの受入れも行う。	生活支援課	学習支援事業	A	9つの教室を開催し、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図るよう実施した。参加登録人数:75名(ひとり親家庭の割合:75%)	教室への送迎、食事の提供等により、参加することもたちにとっての「居場所」となっている。 また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む学習支援臨時教室を2日間行った。支援が必要と思われる家庭に定期的に訪宅を行った。	支援が必要なこどもが参加できるように関係機関との連携が必要である。 また、保護者と支援員の関係づくりのため訪宅も行っているが、保護者と会えない家庭へのアプローチが課題である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築(保育園・放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブ事業	・ 仕事等の理由により、家庭で児童をみるのができない保護者に対し、放課後の保育を実施する。	子育て政策課	放課後児童クラブ支援事業	B	放課後及び長期休暇時において、仕事等の理由により保護者が監護できない児童を対象に児童クラブの運営を行った。(市内19か所)	施設の修繕等の実施、児童クラブに従事する支援員の資質向上を図るなど、保育環境の充実を図ったことにより、安全・安心な利用につながった。	利用者の増加に対応するための施設整備と併せて、多様化する保護者のニーズに合わせた児童クラブの運営をしていく必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築(保育園・放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブ事業	・ 仕事等の理由により、家庭で児童をみるのができない保護者に対し、放課後の保育を実施する。	子育て政策課	民設民営児童クラブ助成事業	B	市内2か所の民設民営の児童クラブに対して運営費の助成を行った。	2か所の民設民営児童クラブの設置により、待機児童を解消し、子育て世代の就労支援につながった。	利用者の増加に対応するために、新たな民設民営児童クラブを募集したが、問い合わせはあったが応募がない状況である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	1 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築(保育園・放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブ事業	・ 仕事等の理由により、家庭で児童をみるのができない保護者に対し、放課後の保育を実施する。	子育て政策課	各児童クラブ指定管理事業	A	指定管理者に委託を行い、市内17か所の児童クラブの管理・運営を行った。	保護者の就労する時間帯(放課後及び長期休暇中)に児童を見守ることにより、子育て世代の就労支援につながった。	支援員の確保や資質向上など、利用者の増加への対応が必要である。特に人材不足は深刻である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	2 男性の家事・育児・介護等への参画の推進	地域子育て支援センター事業	・ 子育て支援センターで、父親の育児参加を促すひろば等の事業を実施する。	子育て政策課	各子育て支援センター運営事業	A	「おとうさんとオープンルーム」の開催。甲賀・信楽が交互に隔月開催し、水口は毎月開催を行った。	父親の育休取得が増えてきており、支援センターの利用は多くなっている。オープンルームへの参加が利用のきっかけになった方も多い。	母親に比べると、父親の支援センター利用は少ない。親子で過ごせるひろば、相談できる場所であることを、引き続き周知していく必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	児童扶養手当の支給	・ 児童扶養手当を支給する。	子育て政策課	児童扶養手当支給事業	A	死別や離婚等により、ひとり親となった家庭の親、父または母と生計を同一にしていない児童の養育者や、父または母に重度の障がいがある児童の父または母に対し、児童扶養手当を支給した。	経済的な支援や安定に寄与することができた。	新たに要件を満たした時の案内漏れがないよう、他の部署とも連携して対象者を見逃さないようにする。また、制度を正しく理解してもらえよう。認定時や現況届受付時の説明を十分に行う必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	母子父子自立支援員の配置	・ 母子父子自立支援員の配置する。	子育て政策課	ひとり親家庭一般事務	A	ひとり親家庭等を対象に生活相談や就労支援、貸付事業などを行う自立支援員の配置及び自立や生活の安定のための総合的な支援を行った。	ひとり親家庭等の自立や生活の安定のための総合的な支援を行うことができた。	身近に協力してくれる人が少ない相談者が多い。相談できる人として支援員等についての周知が必要。
1 女性	性別によって、多様な生き方が制約されことなく社会参画できるような事業や制度の充実	3 事業や制度	5 ひとり親世帯への支援	母子家庭等自立支援教育訓練給付金 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 ひとり親家庭入学支度金	・ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金を給付する。 ・ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金を給付する。 ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を給付する。 ・ ひとり親家庭入学支度金を給付する。	子育て政策課	ひとり親家庭支援事業	B	ひとり親家庭の自立支援に向けた各種制度の周知及び利用を促進した。経済的に安定した生活のための就労に向けた給付金支給を行った。また、養育費の確保に係る費用を一部補助した。(令和5年度実績 高等職業訓練促進給付金5名、自立支援教育訓練給付金0名 ひとり親家庭入学支度金 小学生29件、中学生54件 養育費等支援事業補助金5件)	ひとり親家庭等の生活向上、自立を促進することができた。	周知・啓発の方法を工夫する必要がある。また、養育費確保のための働きかけや就労に向けた給付金制度の活用など、長期的な視点で将来の自立に向けた支援が必要。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や 制度	男女が共に仕事と家庭を 両立するための社会システムの構築 (保育園・放課後児童クラブ等)	早朝長時間保育 一時預り保育 休日保育	・保護者の多様な保育ニーズに応える ため特別保育を行う。	保育幼稚園課	各私立園運営補助事業	B	延長保育事業、病児保育事業(体調不良 型)及び一時預かり事業の実施(私立園 においては補助事業)。またあいみらい保 育園において休日保育を実施。	延長保育事業…18:30～19:00の延長保育 に11園実施。7:30～18:30の保育提供ほ ぼ全園実施。 一時預かり事業…各町地域ごとに1園実 施園を確保(水口・甲南は2園) 体調不良型…公立園6園、私立園5園実 施。 休日保育…あいみらい保育園において、 年末年始を除き実施。	保育を必要とする保護者を支援できる体 制を整備する一方で、こどもに対し、過度 な負担となっていないかも考慮する必要が ある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や 制度	地域、防災、働く場など、 さまざまな分野における女性の参画推 進	イクボスの推進	・事業所におけるイクボスを推進する。	商工労政課	ワーク・ライフ・バラン ス推進事業	B	市内企業・事業所に対しイクボス宣言の普 及促進を行うと共に、ワーク・ライフ・バラン スや女性活躍推進の主体的な取組を支援 した。	・キックオフ講演会に市内企業から延べ49 社、イクボスKOKAネットワーク企業から11 社が参加し、育児・仕事・趣味などを通した ワーク・ライフ・バランスについて学びを深 め、理解を広めることができた。また、市 内・県内の企業の先進事例や取り組みを 学ぶことで、自社の課題について改めて気 づくことができたとともに、ワーク・ライフ・ バランスの必要性など共通理解を図ること ができた。 イクボス宣言企業:111社(累計) イクボスKOKAネットワーク企業:18社(累 計)	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に ついて取り組む企業を増やすために啓発 を行う必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や 制度	地域、防災、働く場など、 さまざまな分野における女性の参画推 進	女性の資格取得企業支援事 業補助金	・女性従業員のキャリアアップを支援す る事業所に、資格取得にかかる経費を 補助する。	商工労政課	女性の起業・キャリア アップ支援事業	B	・女性従業員のキャリアアップを支援する 市内の企業・事業所に対し、資格取得に かかる経費の補助を行った。 ・昨年度の交付対象の事後調査と企業向 けアンケートを実施し、効果の検証を行っ た。	市内企業・事業所の女性の雇用の安定お よび管理職登用の促進を図った。 交付決定:13社21名	利用しやすい制度設計の検討と制度の周 知と利用促進が必要である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や 制度	4 起業、復職への支援	マザーズ就労相談事業 女性のための 再就職フェア	・キャリアカウンセラーによる託児付きカ ウンセリングを行う。 ・市内企業との合同就職面接会を実施 する。	商工労政課	女性のための就労支 援事業	B	・マザーズ就労相談は、ハローワーク甲賀 内にマザーズコーナーが設置されたため、 R5以降は事業を廃止した。 ・就職や再就職を希望する女性を主な対 象とした託児付きの合同就職面接会を実 施した。	女性活躍推進のためのお仕事フェアで は、参加者19名のうち7名が6社に就職が 決定し、女性の就業率の向上につながっ た。	相談、合同就職面接会を開催するととも に、女性自身のデジタルスキルなどの能 力開発も必要である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や 制度	4 起業、復職への支援	女性のチャレン ジショップ 女性の専門職 資格取得助成 事業補助金	・創業をめざす女性に、実践の中でノウ ハウを学ぶための模擬出店の機会を 提供する。 ・子育て中の女性が資格取得に要する 費用の一部を補助する。	商工労政課	女性の起業・キャリア アップ支援事業	B	女性の起業・キャリアアップ支援事業 ・オンライン起業相談では、市内で起業を めざす、または起業している女性を対象に 女性専門家による個別相談を実施した。 ・KOKA-COMACHI会では、起業女子が 学び・繋がる場としてセミナーと交流会を 実施した。 ・地域クラウド交流会では、甲賀市商工 会、市内の起業機関と連携し、地域でのビ ジネスマッチングを行い、資金調達の実践 的な機会として対面型クラウドファンディ ングを開催した。 ・KOKA-COMACHIマルシェでは、お試 し出店として、COMACHI会で学んだスキ ルの「実践の場」として、リアル開催のマ ルシェを開催した。 女性のスキルアップ支援事業補助金 女性の専門職資格取得助成事業補助金 ・子育て中の女性を対象に、資格取得に かかる経費の補助を行った。 ・昨年度の交付対象者に事後調査とアン ケートを実施し、効果の検証を行った。	女性の起業・キャリアアップ支援事業 ・多様な働き方の選択肢の一つである「起 業」という働き方の普及促進と、市内で起 業したい、起業している女性の様々な不安 を解消し、起業へのモチベーションの向上 と起業女性の事業継続を支援し、地域活 性化を図るとともに、多様な働き方の提案 や起業したい女性や働きたい女性など、 同じ悩みや思いを持つ仲間との交流の場 を提供し、女性の起業、キャリアアップ、 キャリア継続を促進につながった。 女性のスキルアップ支援事業補助金 ・子育て中の女性を対象に、再就職や雇 用形態の転換の支援を行った。 交付決定:9名	・起業段階に寄り添った伴走支援が必要 である。また、学び、繋がる場として 「KOKA-COMACHI会」の定期的な開催を 検討する必要がある。 ・制度の一部改正の内容の周知と利用促 進が必要である。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や 制度	男女が共に仕事と家庭を 両立するための社会システムの構築 (保育園・放課後児童クラブ等)	公民館事業(夢 の学習、あそび のひろば) 土曜学習事業	・地域の指導者による昔の遊び、おやつ 作り、宿題応援などを実施する。こども の居場所づくりに繋げる。	社会教育スポー ツ課	各公民館運営事業	A	子育て支援事業として、生活・文化体験学 習、自然体験学習、伝統文化体験学習な ど合計485回実施した。	令和4年度の526回実施には、いたらな かった。	発達段階に応じた学習としての適切な備 品の提供など。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や 制度	2 男性の家事・育児・介 護等への参画の推進	親子自然体験 活動事業	・就学未満のこどもと親が参加するキャ ンプ事業を実施し、男性の育児参加を 促す。	社会教育スポー ツ課	自然体験活動推進事 業	B	未就学児や小学校低学年児童が親子で 参加する「親子デイキャンプ」を実施し、男 性の育児参加を促した。	「親子デイキャンプ」を実施することで、親 子や夫婦の絆が深まり、男性の育児参加 への意欲を高めることができた。	「親子デイキャンプ」は、毎回人気があり、 参加申込数は98組343名であった。多く の方が参加できなかった現状を踏まえなが ら今後の事業計画を考える必要がある。
1 女性	性別によって、多様な生き方が 1 制約されことなく社会参画できる ような事業や制度の充実	3 事業や 制度	5 ひとり親世帯への支 援	公民館事業(夢 の学習、あそび のひろば) 土曜学習事業	・地域の指導者による昔の遊び、おやつ 作り、宿題応援などを実施する。こども の居場所づくりに繋げる。	社会教育スポー ツ課	各公民館運営事業	B	子育て支援事業として、生活・文化体験学 習、自然体験学習、伝統文化体験学習な ど合計485回実施した。	令和4年度の526回実施には、いたらな かった。	発達段階に応じた学習としての適切な備 品の提供など。
1 女性	2 ジェンダー意識改革のための啓 発	1 教育・ 啓発	1 男女共同参画推進の 教育・啓発	男女共同参画 推進事業	・「第2次甲賀市男女共同参画計画(甲 賀市女性活躍推進計画)」の周知を行 う。 ・出前講座の実施をする。 ・各種週間、月間の周知を行う。	商工労政課	男女共同参画推進事 業	B	男女共同参画・女性活躍をテーマにした出 前講座を実施する機会がなかったが、 ホームページや条例のリーフレットを配布 し、啓発に努めた。	出前講座など対面形式での啓発ができな かったため、市内企業約600社への各事 業案内通知に条例リーフレットを同封する など、あらゆる場面でリーフレットを配布 することで周知・啓発につながった。	対面形式だけではなく、SNSなどを積極 的に活用した啓発方法を検討する必要があ る。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
1 女性	2 ジェンダー意識改革のための啓発	1 教育・啓発	2 固定的な性別役割分担意識の解消	男女共同参画推進事業	・「第2甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)」の周知を行う。 ・出前講座の実施をする。 ・各種週間、月間の周知を行う。	商工労政課	男女共同参画推進事業	B	男女共同参画・女性活躍をテーマにした出前講座を実施する機会がなかったが、ホームページや条例のリーフレットを配布し、啓発に努めた。	出前講座など対面形式での啓発ができなかったため、市内企業約600社への各事業案内通知に条例リーフレットを同封するなど、あらゆる場面でリーフレットを配布することで周知・啓発につながった。	固定的性別役割分担意識による「世帯の代表は男性」といった考えがまだまだ根強いいため、SNSなどを積極的に活用した啓発方法を検討する必要がある。
1 女性	2 ジェンダー意識改革のための啓発	1 教育・啓発	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	イクボスの推進	・事業所へワーク・ライフ・バランスを推進する	商工労政課	ワーク・ライフ・バランス推進事業	B	市内企業に対しイクボス宣言の普及促進を行うと共に、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の主体的な取組を支援した。	キックオフ講演会に市内企業延べ49社、イクボスKOKAネットワークセミナーに11社が参加し、育児・仕事・趣味などを通したワーク・ライフ・バランスについて学びを深め、理解を広めることができた。また、市内・県内の企業の先進事例や取り組みを学ぶことで、自社の課題について改めて気づけたとともに、ワーク・ライフ・バランスの必要性など共通理解を図ることができた。 イクボス宣言企業:111社(累計) イクボスKOKAネットワーク企業:18社(累計)	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進について取り組む企業を増やすために啓発を行う必要がある。
1 女性	3 DV等の暴力に対する啓発と予防	1 教育・啓発	3 DV、デートDVの予防教育・啓発	甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画に基づく啓発事業	・セミナーの開催を実施する。 ・市内高等学校対象「デートDV予防啓発出前授業」を実施する。 ・20歳のつどい等における啓発物品の配布を行う。	家庭児童相談室	DV防止支援事業	B	広報こうかに「女性の人権ホットライン」強化週間「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ啓発と相談窓口を掲載。年度末に啓発チラシ、物品を中・高校、図書館、商業施設に設置した。	啓発物品の配布率は過半数以上となった。	DVIについてはTV等で認知しているが、相談窓口については認知度が低い。
1 女性	3 DV等の暴力に対する啓発と予防	1 教育・啓発	3 DV、デートDVの予防教育・啓発	男女共同参画推進事業	・20歳のつどい等における啓発紙の配布を行う。	商工労政課	男女共同参画推進事業	B	家庭児童相談室と連携し、20歳のつどい参加者にデートDV防止に関するリーフレットを配布し、啓発を行った。	家庭児童相談室と連携し、20歳のつどい参加者にデートDV防止に関するリーフレットができた。	若年層へのDVやデートDVIについて周知が必要である。
1 女性	4 被害者の相談支援環境の整備	2 相談・支援	1 DV、デートDVの被害者支援	DV被害者の相談事業	・DV被害者の相談に対応する。	家庭児童相談室	DV防止支援事業	B	DVIに関する相談に対し、中央こども家庭相談センターや警察等の関係機関と連携し協力した。警察に対して「不受理の申し出」の手続きを依頼する等連携した。相談に入る前に「相談の約束事」を見てもらい安心して話ができる環境を整えた。関係機関との調整を行った。	女性相談支援員を配置していることで、県とのスムーズな連携が図れ、相談がスムーズにできた。他県との連携も行うことができた。	相談支援員のスキルアップが必要。電話相談について、現在は児童の相談と一緒に、相談をためらわれる場合も考えられるので、専用ダイヤルが必要と思われる。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	福祉医療費助成制度	・母子、父子家庭等へ医療費自己負担金を助成する。	保険年金課	福祉医療給付事業	B	他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	ひとり親家庭等の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	対象の可能性のある方への案内に努めているが、受給券の交付は本人申請に基づくことから、制度を知らないことによる申請漏れや、受給者であっても更新忘れがある。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	福祉医療費助成制度	・母子、父子家庭等へ医療費自己負担金を助成する。	保険年金課	福祉医療給付事業(市単)	B	他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	ひとり親家庭等の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	対象の可能性のある方への案内に努めているが、受給券の交付は本人申請に基づくことから、制度を知らないことによる申請漏れや、受給者であっても更新忘れがある。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	2 保護者への教育啓発の充実	人権教育啓発事業	・保育園・幼稚園、小中学校の保護者に、学習機会を提供する。 ・保護者団体等人権・同和教育推進事業補助を実施する。	人権推進課	人権教育啓発事業	A	保護者団体等人権・同和教育推進事業として40件の事業に対して補助することができた。(R4:34件)	従来の集会での啓発活動に加えて本を使った親子活動など、校園で実情にあった啓発活動ができた。	引き続き補助事業の告知を行い、実施数の増加をめざしたい。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	1 こどもの現状と子育てに関する人権教育・啓発	人権講座	・子育て支援センターでの人権教育に関する講座を開催する。	子育て政策課	各子育て支援センター運営事業	A	子育て講座や日々の相談の中で、こどもの人権を意識した対応をした。人権週間に集中して研修を実施した。	日々の相談等では、こどもの虐待等の防止の啓発につながっている。絵本を使用した研修は、親しみやすく振り返りやすい教材だった。	人権というと難しく捉えられる傾向は強い。周知・啓発の方法を工夫する必要がある。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	子育てコンシェルジュの配置	・子育てコンシェルジュを配置する。	子育て政策課	子育てコンシェルジュ事業	A	各センター1名のコンシェルジュを配置した。	子育てコンシェルジュとして、子育て世代と地域をつなぐ役割ができた。	子育てコンシェルジュについて更に周知を図り、活動内容を工夫する必要がある。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	子育てポータルサイトでのお問い合わせ対応	・子育て情報発信ポータルサイトにおいてのコンシェルジュがお問い合わせに対応する。	子育て政策課	こども・子育て情報発信ポータルサイト事業	B	広報誌や子育て情報誌などに、LINEやこまあちねっとのQRコードを掲載した。	前年度からアクセス、登録者数が増加。(アクセス数 平均 3,596件/月、LINEお友達登録 1,541名、インスタフォロワー 860名)メール相談4件、利用者の問題解決に繋がった。	コンシェルジュへのお問い合わせメールの利用が少ない。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	養護相談事業	・養護相談を行う。	家庭児童相談室	児童家庭相談事業	B	こどもへの相談を幅広く受付をし、電話、面談、訪問での相談対応を行った。	虐待相談以外にも養育や育児に対する不安や相談があり、養育困難に対しては施設や里親などの社会的養護につながった。	保護者からの相談ニーズに合った社会資源が必ずしも見つかるわけではなく、市民の期待に沿えないこともあった。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	育児支援家庭訪問事業	・育児の専門的な相談・助言を行う	家庭児童相談室	育児支援家庭訪問事業	A	訪問の中で授乳や離乳食の相談に応じたり、具体的ななかかわり方や声のかけ方を伝えた。訪問件数30件、延べ303回訪問し、うち母の精神・知的障がい(7件)、多胎児(3件)であった。	相談に応じたり、具体的ななかかわりを知らせることで、育児力の向上や虐待防止につながることができた。	いろいろな要因が絡み合い、育児に対して不安を抱える母が多く、養育力が低くなっている。また、訪問に行く中で新たな課題が見えてくることがある。
2 こども	1 こどもの人権尊重のため、子育てに対する関心を一層高める	1 教育・啓発	2 保護者への教育啓発の充実	家庭教育支援事業	・公民館で親子を対象とした講座を開催する。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B	親子体験活動を905回実施。(家庭教育支援事業1390回のうち、子育て支援事業と兼ねている485回は除く)	令和4年度の975回実施には、いたらなかった。	スポーツクラブなど関係機関との連携。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
2 こども	2 家庭地域学校等が連携した施策の推進	3 事業や制度	家庭で放任されているこどもへの居場所づくりと支援	夢の学習	・地域の指導者による昔の遊び、おやつ作り、宿題応援などを実施する。こどもの居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B	親子体験活動を905回実施。(家庭教育支援事業1390回のうち、子育て支援事業と兼ねている485回は除く)	令和4年度の975回実施には、いたらなかった。	スポーツクラブなど関係機関との連携。
2 こども	2 家庭地域学校等が連携した施策の推進	3 事業や制度	家庭で放任されているこどもへの居場所づくりと支援	放課後こども教室事業	・放課後等の学校外の活動拠点を設け、活動交流の場を提供する。	社会教育スポーツ課	放課後こども教室事業	A	地域学校協働本部が市内小学校に9校設置され、うち4校で放課後こども教室を実施。夢の学習は、7教室191回実施。	地域学校協働本部が令和4年度より5校増えて、放課後こども教室が1つ増えた。夢の学習での実施回数も令和4年度を上回った。	放課後学習の実施団体が、地域学校協働本部(学校や地域)と夢の学習と連携を出来ていない。
2 こども	3 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発	1 教育・啓発	3 児童虐待防止に向けた啓発	児童虐待防止推進月間によるオレンジリボンキャンペーン	・オレンジリボンキャラバン隊を受入れる。 ・街頭啓発などを行う。	家庭児童相談室	こども家庭支援ネットワーク事業	A	10月に市役所エントランスにてオレンジリボンキャラバン隊の受け入れを行った。11月には西友、フレンドマート等市内6ヶ所で啓発を行った。	虐待の相談窓口の案内が書いてあるティッシュやチラシ等を500組配布し、相談窓口の周知に努めた。	こどものいる家庭だけでなく、幅広い啓発を継続していくことが必要。
2 こども	3 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発	1 教育・啓発	4 いじめ防止に向けた教育啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	こどものいじめ問題対策事業	A	いじめ問題対策連絡協議会およびいじめ問題対策委員会を開催し、いじめの未然防止および事案対応について協議を行った。	いじめ等の生徒指導上の問題事案における未然防止や早期対応について協議し、各校に伝達することができた。	各校における解決に向けての教職員の資質の向上。
2 こども	3 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発	1 教育・啓発	4 いじめ防止に向けた教育啓発	公民館事業(夢の学習)	・「学び」を手法とした仲間づくりを進める。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	A	夢の学習において、学校に行きづらいこどもたちを支援するための「ゆめサポート」を実施した。保護者会28回、学習支援17回、料理教室7回実施した。	自主的・主体的な活動として、当人及び関係者である保護者やスクールソーシャルソーシャルも関わる事が出来ている。	次のステップへどのように繋げていくか。
2 こども	3 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発	1 教育・啓発	4 いじめ防止に向けた教育啓発	自然体験活動推進事業	・「学び」を手法とした仲間づくりを進める。	社会教育スポーツ課	自然体験活動推進事業	B	未就学児や小学校低学年児童が親子で参加する「親子デイキャンプ」を実施し、「学び」「体験」をおして家族や兄弟姉妹間の絆づくりを支援した。	野外調理や自然に親しむプログラムを通して、新たな発見や気づき、出来る喜びを提供するとともに家族の連携・協力を深める機会となった。	「親子デイキャンプ」は、例年人気があり、募集定員を超える応募がある状況であるが、安全安心な青少年自然体験活動を促進するための事業として、今後の事業計画を考える必要がある。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援	学習支援事業「学んでいコウカ」	・生活困窮世帯等支援が必要な家庭のこどもたちを対象に、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」の解消を目的として実施する。	生活支援課	学習支援事業	A	9つの教室を開催し、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数:75名(ひとり親家庭の割合:75%)	教室への送迎、食事の提供等により、参加するこどもたちにとっての「居場所」となっている。 また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む学習支援臨時教室を2日間行った。支援が必要と思われる家庭に定期的に訪宅を行った。	支援が必要なこどもが参加できるように関係機関との連携が必要である。 また、保護者と支援員の関係づくりのため訪宅も行っているが、保護者と会えない家庭へのアプローチが課題である。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	学習支援事業「学んでいコウカ」	・生活困窮世帯等支援が必要な家庭のこどもたちを対象に、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」の解消を目的として実施する。	生活支援課	学習支援事業	A	9つの教室を開催し、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数:75名(ひとり親家庭の割合:75%)	教室への送迎、食事の提供等により、参加するこどもたちにとっての「居場所」となっている。また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む学習支援臨時教室を2日間行った。支援が必要と思われる家庭に定期的に訪宅を行った。	支援が必要なこどもが参加できるように関係機関との連携が必要である。 また、保護者と支援員の関係づくりのため訪宅も行っているが、保護者と会えない家庭へのアプローチが課題である。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	3 家庭で放任されているこどもへの居場所づくりと支援	学習支援事業「学んでいコウカ」	・生活困窮世帯等支援が必要な家庭のこどもたちを対象に、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」の解消を目的として実施する。	生活支援課	学習支援事業	A	9つの教室を開催し、「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身に付けること及び「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図れるよう実施した。参加登録人数:75名(ひとり親家庭の割合:75%)	教室への送迎、食事の提供等により、参加するこどもたちにとっての「居場所」となっている。また、夏休み期間中に、宿題や課題に取り組む学習支援臨時教室を2日間行った。支援が必要と思われる家庭に定期的に訪宅を行った。	支援が必要なこどもが参加できるように関係機関との連携が必要である。 また、保護者と支援員の関係づくりのため訪宅も行っているが、保護者と会えない家庭へのアプローチが課題である。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	6 義務教育終了後のこどもへの支援	—	・薬物依存症、ひきこもりの方を対象する受入事業所へ補助する。	障がい福祉課	滋賀型地域活動支援センター運営事業	A	障がい者に日中活動の場を提供し、規則正しい日常生活、社会適応能力の育成、対人関係や就労支援等社会参加への支援、訪問、相談の支援に対し、補助金を交付した。	安定した活動が確保され、社会生活に必要な基本的習慣の習得、社会生活能力の向上により、社会生活や就労への意欲に繋がった。	受け入れ施設と甲賀市との情報交換(効果・成果などの聞き取り)の回数が少なく密な情報共有には達していないこと。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	6 義務教育終了後のこどもへの支援	ひきこもりの相談窓口	・ひきこもりの相談対応と必要に応じての訪問対応する	すこやか支援課	一般会計	B	市内5箇所の保健センター、すこやか支援課で個々の相談、訪問対応を行っている。	断ることなく相談対応を行い、庁内関係課や関係団体(保健所・県ひきこもり支援センター)と連携し、相談、訪問を継続して実施した。また、複雑・複合化した課題を持つ方の場合、重層的支援体制整備事業支援会議、ケース検討会で関係者と検討できた。	庁内関係課や関係団体(奏・保健所・県ひきこもり支援センター)等との連携しながら支援方針を検討する必要がある。また、重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用していく。家族からの相談が主であり、本人との面談等がかなわず本人のニーズが把握しづらい。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	1 虐待被害のこどもへの支援(発見・保護・見守り)	児童虐待相談事業	・児童虐待に関する相談に対応する。	家庭児童相談室	こども家庭支援ネットワーク事業	A	児童虐待にかかる電話及び来所相談を受けた。新規603件。	関係機関から早期に通告・相談が入り、こどもの危害が重篤になる前に相談、支援につながった。	通告に至るまでに時間がかかり、直接介入や保護者に事象を持つての話ができないことがあった。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	1 虐待被害のこどもへの支援(発見・保護・見守り)	育児支援家庭訪問事業	・育児の専門的な相談・助言を行う	家庭児童相談室	育児支援家庭訪問事業	B	訪問ケースの虐待発生数2件(こどもが泣き止まないことに対して不安が高まり、こどもを叩いてしまった。)	訪問ケースの通告で、訪問したり、日中に架電したりすることで状況を把握でき、注意喚起等早期に対応できた。	いろいろな要因が絡み合い、育児に対して不安を抱える母が多く、虐待につながるリスクが高い。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	児童扶養手当の支給	・児童扶養手当を支給する。	子育て政策課	児童扶養手当支給事業	A	死別や離婚等により、ひとり親となった家庭の親、父または母と生計を同一にしている児童の養育者や、父または母に重度の障がいがある児童の父または母に対し、児童扶養手当を支給した。	経済的な支援や安定に寄与することができた。	新たに要件を満たした時の案内漏れがないよう、他の部署とも連携して対象者を見逃さないようにする。また、制度を正しく理解してもらえるよう、認定時や現況届受付時の説明を十分に行う必要がある。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	母子父子自立支援員の配置	・母子父子自立支援員を配置する。	子育て政策課	ひとり親家庭一般事務	A	ひとり親家庭等を対象に生活相談や就労支援、貸付事業などを行う自立支援員の配置及び自立や生活の安定のための総合的な支援を行った。	ひとり親家庭等の自立や生活の安定のための総合的な支援を行うことができた。	身近に協力してくれる人が少ない相談者が多い。相談できる人として支援員等についての周知が必要。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	母子家庭等自立支援教育訓練給付金 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 ひとり親家庭入学支度金	- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金を給付する。 - 母子家庭等高等職業訓練促進給付金を給付する。 - 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を給付する。 - ひとり親家庭入学支度金を給付する。	子育て政策課	ひとり親家庭支援事業	B	ひとり親家庭の自立支援に向けた各種制度の周知及び利用を促進した。経済的に安定した生活のための就労に向けた給付金支給を行った。また、養育費の確保に係る費用を一部補助した。(令和5年度実績 高等職業訓練促進給付金5名、自立支援教育訓練給付金0名 ひとり親家庭入学支度金 小学生29件、中学生54件 養育費等支援事業補助金5件)	ひとり親家庭等の生活向上、自立を促進することができた。	周知・啓発の方法を工夫する必要がある。また、養育費確保のための働きかけや就労に向けた給付金制度の活用など、長期的な視点で将来の自立に向けた支援が必要。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	4 虐待被害のこどもの救済	母子生活支援施設入所制度	母子生活支援施設入所制度により支援する。	家庭児童相談室	母子生活支援施設入所措置事業	A	被害者の希望により、4組8名のシェルターへ避難の支援を行った。	加害者からの危害から避難することができ、今後の相談を県の女性相談にすることができた。	庁舎に相談に来られ、一時避難する際、安全に外に出られるルートがない。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	4 虐待被害のこどもの救済	助産施設入所制度	助産施設入所制度により支援する。	家庭児童相談室	助産施設入所措置事業	B	保健センターと連携しながら、情報共有に努めた。	本人の申し出があり、利用につながった。	対象となる妊婦の情報把握が難しい。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	4 虐待被害のこどもの救済	児童相談所への一時保護依頼	- 児童相談所へ一時保護を依頼する。 - 児童との面談を行う。	家庭児童相談室	こども家庭支援ネットワーク事業	A	緊急受理会議の際、緊急度アセスメントシートを使用し緊急度を図りながら児童相談所と連携を行った。	共通のツールを使用し、迅速な保護へとつながった。	同じツールを使用する中でも機関により緊急度の取り方にズレがあり、意見の相違があることがあった。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	1 教育・啓発	1 こどもの現状と子育てに関する人権教育・啓発	保護者学習会	こどもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する連続の子育て学習会を行う。	発達支援課	啓発研修事業	B	発達障がいや発達障がいの傾向があるこどもの保護者に対する連続の子育て学習会を行なった(3回×1クール)。情報誌(のびのび通信)も継続して発行し、HPおよび子育て支援センターや各保育園、保健センターにも配布した。	学習会参加:延べ参加人数34名。秘書広報課YouTubeチャンネル:R6.2.27時点の6本番組の全再生回数2592回。講座内でペアレントメンターに経験談の話をしていたく(ペアレントメンターによる啓発事業)ことで、当事者の立場にたった話も補完され、理想論だけにならない学習会を行うことができた。	啓発に関する取り組みが十分に周知されていない。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校のこどもの相談・支援	育ちと学びの相談(教育相談)	不登校、学校不応の児童・生徒の相談を行う。	発達支援課	教育相談事業	B	不登校や学校の中で不適応を起こしているこどもの相談に対応した。実相談件数:不登校 69回、集団不適応 134回	学校や学校教育課等関係機関と連携し、早期から相談支援を実施することができた。教育相談連絡会にてタイムリーに検討できており、困難ケースの検討も行うことができた。	不登校や不適応の背景にはさまざまな要因があり、対応には時間がかかるため、相談は累積に増えていく傾向がある。相談事業のすみわけが必要なため、協議していく必要がある。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校のこどもの相談・支援	育ちと学びの相談(教育相談)	不登校、学校不応の児童・生徒の相談を行う。	発達支援課	相談支援事業	B	不登校や学校の中で不適応を起こしているこどもの相談に対応した。実相談件数:不登校 69回、集団不適応 134回	学校や学校教育課等関係機関と連携して、早期から相談支援を実施することができた。教育相談連絡会にてタイムリーに検討できており、困難ケースの検討も行うことができた。	不登校や不適応の背景にはさまざまな要因があり、対応には時間がかかるため、相談は累積に増えていく傾向がある。相談事業のすみわけが必要なため、協議していく必要がある。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校のこどもの相談・支援	適応指導教室事業	適応指導教室における不登校児童・生徒の支援を行う。	学校教育課(R4まで発達支援課)	適応指導教室事業	A	適応指導教室において、不登校傾向の児童、生徒の通級指導を実施した。通級児童生徒数 19名。延べ出席回数 815回。	通級開始時のケース会議、保護者・本人との面談を実施できた。適応指導教室指導員が年1回以上、各種研修会に参加できた。学校以外の安心できる居場所、精神的に安定したり他者と関わるスキルを育て、学校に徐々に復帰したり、自分にあった高校への進学をした。	不登校や不適応によりケアを必要とする児童生徒は年々増加し、また、対応要因も家庭、学業、人間関係等多岐にわたっている。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	4 子育てに関する相談・支援	育ちと学びの相談(のびのび相談・教育相談)	こどもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行う。	発達支援課	相談支援事業	B	こどもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行った。実相談者数:幼児 384名、小学生 244名、中学生 91名	発達に特性のあるこどもとの関わりについて個別に相談をすることで、その子の特性に合った関わりがもて、保護者の子育てに対する不安を和らげることができた。	継続的な相談が必要なケースもあり、他課、他機関との連携が必要なケースも多い。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	5 義務教育終了後のこどもの相談・支援	育ちと学びの相談(教育相談、青年期相談)	発達に特性のある青年期の方の保護者や本人の相談を行う。	発達支援課	教育相談事業	B	発達に特性がある青年期の方の保護者(家族)や本人の相談を実施した。実相談者数 111名、延べ相談件数 579回。※中卒以上	本人の不適応状態に関するアセスメントを行い、支援関係機関と連携に必要な支援に繋ぐことができた。	高校や大学などの学生の相談は主に家族や学校からであり、本人が相談に登場しないことも多く、支援の受け入れが難しいことが多い。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	5 義務教育終了後のこどもの相談・支援	育ちと学びの相談(教育相談、青年期相談)	発達に特性のある青年期の方の保護者や本人の相談を行う。	発達支援課	相談支援事業	B	発達に特性がある青年期の方の保護者(家族)や本人の相談を実施した。実相談者数 114名、延べ相談件数 579回。※中卒以上	本人の不適応状態に関するアセスメントを行い、支援関係機関と連携に必要な支援に繋ぐことができた。	高校や大学などの学生の相談は主に家族や学校からであり、本人が相談に登場しないことも多く、支援の受け入れが難しいことが多い。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援	—	低所得で生計が困難である支給認定保護者に対して、園を通して支払う費用等の一部を補助する。	保育幼稚園課	実費徴収に係る補足給付事業	B	支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助した。	申請なし	外国語対応を含め、制度利用を希望する保護者に対し周知方法を検討する必要がある。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	2 いじめが発生したときの相談	学校不適応支援事業(SSW)	いじめ問題について学校と連携を図り、情報の共有、具体的な取り組み方策の策定等を行う。	学校教育課	学校不適応支援事業	A	SSWを市内小学校3校に派遣。	不適応児童生徒の教室復帰及び家庭支援を行い、また各関係機関との連携にも携わった。	各ワーカーの派遣校以外への活用に向けての資質向上。
2 こども	4 虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校のこどもの相談・支援	学校不適応支援事業(SSW・訪問相談員)	児童生徒を取り巻く環境の調整・改善を図ることに主眼をおき、不登校、学校不適応からの解決をめざす。	学校教育課	学校不適応支援事業	A	SSWを市内小学校3校、訪問相談員を市内中学校2校に派遣。	不適応児童生徒の個別対応や教室復帰及び家庭支援を行い、また各関係機関との連携にも携わった。	各ワーカーの派遣校以外への活用に向けての資質向上。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校のこどもの相談・支援	甲賀市いじめ問題対策委員会 甲賀市こどものいじめ調査委員会	・ 不登校、別室登校をはじめとする学校不適応を起こしている児童に対して、生活面・学習面の支援を行う。	学校教育課	ケアサポーター派遣事業	A	市内小学校10校に13名を派遣し、学校および集団不適応児童の対応を行った。	個別支援において、教室や別室で落ち着いて学習に向かうことができ、友だちとの関わりについても良好な関係を構築できた。	派遣総時間数の不足。人員の不足。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援	甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給	・ 経済的理由により修学が困難な児童の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費の援助を行う。	学校教育課	要保護・準要保護児童就学援助(小学校) 要保護・準要保護生徒就学援助(中学校)	A	経済的理由により就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費、校外活動費等を支給した。さらに、家計が急変した世帯に対し、前年所得が基準以上であっても、今年度見込み所得が基準以下となる世帯は、就学援助の対象とする等柔軟な対応を行った。	児童生徒の経済的不安を減らし、安心して学校生活を送ることができた。	世帯の変更により年度途中で生活困窮となった世帯への情報提供。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援	就学奨励事業	・ 経済的な理由により、就学が困難な学生に対して奨学資金を給付する。	学校教育課	奨学資金給付事業	A	経済的理由により就学が困難な、高校、専門学校、大学生に対して、奨学資金を給付した。家計が急変した世帯に対しても利用できる制度であることを広く周知した。	奨学資金の給付を受けることにより、就学に対する経済的不安が減り、進学を選択が広がった。	毎年申請が必要である事について、申請者に伝わっていないことがある。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	5 いじめが発生したときの救済	こどもの安心・安全向上事業	・ 重大事態の発生時等、対処等について意見聴取を行ったり、必要な調査等について依頼する。	学校教育課	こどものいじめ問題対策事業	A	こどものいじめ問題対策委員会を開催した。	委員会より、今後の教育委員会及び学校への助言をいただいた。	改善策の実践と継続的な取組を推進していくことが重要。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	2 いじめが発生したときの相談	相談窓口の設置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施する。	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A	学校より相談を受けた事案には、随時学校訪問し、関係機関との連携や保護者対応についてアドバイスを行い、課題解決を支援した。	相談者の悩みや不安に寄り添い、課題の解決に向けた相談活動を行った。	多種多様な相談内容のため、各分野の専門的な知識を持った職員の存在が必要である。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	3 不登校のこどもの相談・支援	相談窓口の設置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施する。	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A	不登校の児童生徒に対し、学習支援や保護者を含めた進路等の相談対応を行った。	市内の小中学校訪問により学校からの相談が増加した。少年センターでの継続相談に加え、関係機関とも連携した対応ができた。	相談件数が増加し、対応する職員数や部屋数が足りない状況にある。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	2 相談・支援	5 義務教育終了後のこどもの相談・支援	相談窓口の設置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施する	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A	義務教育終了後の支援に繋がるように、中学校在学中から本人・保護者の不安や悩みに関する相談を受け対応した。	学校との連携を深めることによって、義務教育終了後の相談窓口の一つとして少年センターが認知され相談件数が増加した。	義務教育終了後の支援については、中学校在学中からの継続した相談体制が必要である。進路指導や就労支援、発達にかかわる多様な相談には、対応できる職員の配置が必要である。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援	土曜学習事業	・ 宿題応援、体験事業等を通じ、こどもたちの健全育成や居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B	学習支援活動は、320回実施した。	実施回数としては、令和4年度の348回には、いたらなかったが、地域の学習支援者による講座を実施し、学習支援を実施できた。	指導者の確保、育成。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	1 生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援	公民館事業(夢の学習)	・ 宿題応援、体験事業等を通じ、こどもたちの健全育成や居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B	学習支援活動は、320回実施した。	実施回数としては、令和4年度の348回実施には、いたらなかったが、こどもたちの学習の居場所を提供できた。	指導者の確保、育成。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	2 ひとり親世帯への支援	公民館事業(夢の学習、あそびのひろば)	・ 地域の指導者による昔の遊び、おやつ作り、宿題応援などを実施する。こどもの居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B	子育て支援事業として、生活・文化体験学習、自然体験学習、伝統文化体験学習など合計485回実施した。	実施回数としては、令和4年度の526回実施には、いたらなかったが、保護者同士の交流や他校のこども同士の交流が生まれた。	発達段階に応じた学習としての適切な備品の提供など。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	5 いじめが発生したときの救済	相談窓口の設置事業 パトロールの実施	・ 少年センター職員による相談や周辺のパトロールを行い、いじめの解決に繋げる。	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A	学校より相談を受けた事案は学校教育課とも共有し、場合によっては警察との連絡調整やケース会議に出席し課題解決を支援した。	少年センターでかかわる多くの事案や蓄積されたノウハウを基に、学校や関係機関と協力体制が構築され課題解決に繋がった。	虐待、いじめだけでなくヤングケアラーなど学校が抱える問題は増加している、少年センターでも多種多様な相談を受けるが市関係機関が調整し対応する窓口が必要。
2 こども	虐待やいじめの早期発見、早期対応、養育支援が必要なこどもの支援や適切な保護	3 事業や制度	6 義務教育終了後のこどもへの支援	相談窓口の設置事業	・ 少年センター職員による相談事業を実施し、こどもの生活の安定に繋げる。	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業	A	義務教育を終えたこどもの就学や就労については、本人の意向等を考慮しながら情報収集し、各学校・事業所・家庭等を訪問した。	相談に関わったこどもの就学や就労の支援ができた。また、生活全般の安定へと繋がった。	義務教育時に学校が対応していた事案を継続していくための関係機関との連携が課題である。支援を必要とするこどもに対し適切な対応をどの機関が担うのかが明確でない。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	老人福祉センター指定管理	・ 老人福祉センターを指定管理制度で適切に管理・運営することにより、活動の場の確保やグループへの発展支援を行う。	長寿福祉課	老人福祉センター指定管理事業	B	老人福祉センターについて指定管理者が管理・運営し、活動の場の確保やグループへの発展支援を行った。 碧水荘:利用者満足度アンケート(ふつう、満足)100% フィランソ土山:社会福祉協議会関連団体へのアンケート実施	碧水荘:施設を適切に管理し、集いの場や活動の場を提供することにより、高齢者の居場所づくり、生きがいづくりにつながった。 フィランソ土山:施設を適切に管理した。	公共施設等総合管理計画に基づき、碧水荘は令和6年度末に閉鎖予定のため、利用団体の活動場所の斡旋等の支援が必要。フィランソ土山も老人福祉センターの在り方の検討を進める。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	ゆうゆう甲賀クラブ(老人クラブ)活動の推進	・ ゆうゆう甲賀クラブは地域の高齢者の交流の場であり生きがいづくりを实践する場であることから、補助金交付や活動に関し側面的に支援を行う。	長寿福祉課	老人クラブ連合会支援事業	B	ゆうゆう甲賀クラブ連合会活動に対し、補助金を交付するとともに、連合会事業に関して情報提供等の協力を行った。 会員数減少割合(前年度比)27.3%	市と連合会の協力により、高齢者の安全安心につながる広報や注意喚起を効率的に行えた。	全国的に老人クラブへの加入率が低下しており甲賀市も連合会からの脱退が加速している。今後の連合会の在り方の検討が必要。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	ゆうゆう甲賀クラブ(老人クラブ)活動の推進	・ ゆうゆう甲賀クラブは地域の高齢者の交流の場であり生きがいづくりを实践する場であることから、補助金交付や活動に関し側面的に支援を行う。	長寿福祉課	老人クラブ創造推進員設置支援事業	B	ゆうゆう甲賀クラブ連合会活動に対し、補助金を交付するとともに、連合会事業に関して情報提供等の協力を行った。	連合会支部の創造推進員に対する補助を行うことにより、連合会と単位老人クラブとの連絡調整を円滑に行うことができた。	連合会と単位老人クラブが連携し、魅力ある支部活動を行うことが必要。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	ゆうゆう甲賀クラブ(老人クラブ)活動の推進	・ ゆうゆう甲賀クラブは地域の高齢者の交流の場であり生きがいづくりを実践する場であることから、補助金交付や活動に関し側面的に支援を行う。	長寿福祉課	単位老人クラブ支援事業	B	ゆうゆう甲賀クラブ連合会活動に対し、補助金を交付するとともに、連合会事業に関して情報提供等の協力を行った。 会員数減少割合(前年度比)27.3%	単位老人クラブに対する補助を行うことにより、地域での活動がしやすい環境を整えることにつながった。	単位老人クラブの会員数が減少している中で、魅力ある老人クラブ活動の展開や新規加入促進が必要である。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	4 高齢者の介護予防	介護予防・生活支援サービス事業 一般介護予防事業 在宅医療・介護連携推進事業	・ 介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動啓発事業(いきいき百歳体操の啓発や高齢者介護予防ボランティア・ポイント制度)、健康教育・健康相談を実施する。 ・ 地域リハビリテーション事業(介護予防等に関する集団及び個別リハビリテーション)を実施する。	長寿福祉課・地域共生社会推進課	介護予防支援事業	B	市内5箇所の地域包括支援センターが、地域の通いの場に対し、再開の支援や健康教育を実施。高齢者に対して介護予防に関する普及啓発を行った。 また、ボランティア・ポイント制度や介護予防補助金事業の実施により、ボランティアの育成支援、介護予防の啓発を行った。 いきいき百歳体操 1998名、健康教育 93回 1,528名、ボランティアポイント登録者 24名、介護予防補助金事業団体数 126団体 ・100歳大学開催(2期生)、市内シニア世代 30名受講。計40回	・介護予防の概念、普段の生活の中で注意する点や予防のための取組を知り、介護予防の重要性について理解を深める機会となった。 ・多様なカリキュラムの中で、シニア世代の生き甲斐づくり、健康づくり、社会参加への啓発を行った。卒業後は、2期生グループとして、地域貢献を行う動きが生まれている。	新型コロナウイルスの影響で減少したボランティアポイント登録者数が増加。事業の啓発、ボランティア受入先との引き続き調整必要 ・カリキュラムに、自己の尊厳はあっても、人権啓発の内容が組まれてなかった。 ・令和5年度は、100歳大学を委託していたが、遂行が不十分であったため、運営のフォローにかかる稼働が大きかった。 ・1期生の卒業後のフォローもしているが、卒業生へのフォローをどこまで行っていくかが課題。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	シルバー人材センターへの負担金	・ 高齢者の就労、社会参画を促進するシルバー人材センターの事業支援を行う。	商工労政課	シルバー人材センター協会負担金事業	A	高齢者の就労、社会参画を促進する県シルバー人材センターの事業支援を行った。負担金の支払いを実施した。	様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域福祉の向上と活性化に貢献した。	課題なし
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	シルバー人材センターへの補助金	・ 高齢者の就労、社会参画を促進するシルバー人材センターの事業支援を行う。	商工労政課	シルバー人材センター補助事業	A	高齢者の就労、社会参画を促進する市シルバー人材センターの事業支援、補助金の支払いを実施した。	シルバー人材センターの独自事業(運転免許更新時の認知機能検査システムの体験や健康見守りアプリの導入)を実施され、社会的課題解決の取り組みを始めた。	課題なし
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	4 高齢者の介護予防	公民館事業(シルバー大学・夢の学習) あいこうか生涯カレッジ	・ 健康の維持増進をテーマとした講座を実施し、介護予防に繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B	シルバー大学は昨年度同様クラブ活動のみ実施した。 夢の学習は、新たな講座を開設した。 あいこうか生涯カレッジは、全13回講座を実施した。	シルバー大学の開講式は開催しなかったが、予定していた講座は開催し学習成果があがったとともに仲間づくりに寄与できた。 夢の学習では、健康寿命を啓発できた。 生涯カレッジでは、健康維持にかかわる講義と実技を実施した。	シルバー大学は、新規受講者が増えないことや、講座開催を維持するにあたり指導者の人材確保が課題である。 生涯カレッジは、コロナ禍で休止期間中に実行委員の更新ができず、難しい講師の調整など事業継続が難しくなっている。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	公民館事業(シルバー大学・夢の学習) あいこうか生涯カレッジ	・ 様々な学習の機会を提供し、自主学習の推進、生きがいづくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B	シルバー大学は昨年度同様クラブ活動のみ実施した。 夢の学習は、新たな講座を開設した。 あいこうか生涯カレッジは、受講生の希望に合わせたプログラムを構成し、実施した。	シルバー大学の開講式は開催しなかったが、予定していた講座は開催し学習成果があがったとともに仲間づくりに寄与できた。 夢の学習では、ボランティアスタッフの生きがいにもつながっている。 生涯カレッジは、学びを通して仲間づくりにつながっている。	シルバー大学は、新規受講者の増えないことや、講座開催を維持するにあたり指導者の人材確保が課題である。 夢の学習は、ボランティアスタッフが安定して活動できるようにすることが課題。 生涯カレッジは、コロナ禍で休止期間中に実行委員の更新ができず、難しい講師の調整など事業継続が難しくなっている。
3 高齢者	1 自立と生きがいづくりへの支援	3 事業や制度	5 高齢者の生きがいづくり	甲南ふれあいの館民具体験教室事業	・ 昔の暮らしや民具の使い方を学ぶ体験教室や小学校の出前授業の講師を務めていただく。	歴史文化財課	甲南ふれあいの館運営事業	B	甲南ふれあいの館を中心に活動する民具友の会会員らが講師となり、体験教室を実施した。体験教室ではしめ縄づくりと藁に関わる民具の使用体験をおこなった。	体験教室での講師や、当日までの準備作業などを通じて、参加者や会員どうしの交流および活動の促進を図ることができ、会員の生きがいづくりを支援した。	R5年度は久しぶりに体験教室を実施できたが、会員の高齢化・減少により、以前と同様の活動を継続することは困難になっている。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	7 災害時における高齢者の避難等の支援	避難行動要支援者支援事業	・ 避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・ 避難行動要支援者同意者名簿を提供する。	危機管理課	【ゼロ予算事業】	A	同意者名簿を7月に各区・自治会、警察・消防本部に提供した。 (民生委員児童委員、市社会福祉協議会へは地域共生社会推進課から提供)	要配慮者や多様な人々がともに生活する意識を共有し、避難所内のレイアウトやルール作りを考え、避難者にとってより過ごしやすい避難所運営に活用することも踏まえ避難所運営マニュアルの改定をした。	個別避難計画の作成について区・自治会の取り組みに温度差がある。平時から避難所運営マニュアルに沿った訓練等を実施する中で、さらに改善点等の見直しを行っていく必要がある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援	福祉医療費助成制度	・ 低所得世帯の高齢者(65～74歳)への医療費自己負担金の助成を行う。	保険年金課	福祉医療給付事業	B	他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	対象となる高齢者の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	対象の可能性がある方への案内に努めているが、受給券の交付は本人申請に基づくことから、制度を知らないことによる申請漏れや、受給者であっても更新忘れがある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談支援事業 成年後見制度利用支援事業	・ 成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。) ・ 市長申立てや審判申立て費用と成年後見人等報酬の助成を行う。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	成年後見制度利用支援事業	B	・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を随時実施。 ・弁護士、司法書士による専門相談を毎月2回および高齢者・障がい者なんでも相談会を年2回実施。 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。	年間相談件数 延べ3,460件 弁護士相談26件、司法書士相談13件 なんでも相談会 7月 13件 2月 16件 ※件数は甲賀市・湖南市の合計	身寄りなしや認知症患者など成年後見制度利用するケースは増えてきている。一時相談窓口の機能低下や地域包括支援センターとの連携に課題がある(時間がかかっている)。また、相談の増加に伴う成年後見センターの体制強化。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	こうかあんしんネット(甲賀市地域福祉権利擁護事業)	・ 福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、通帳・証書等の預かりサービスを実施する。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	地域福祉権利擁護事業	B	住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、利用者の自己選択、意思を尊重し関係機関との連携や弁護士との定期的な事例検討を行い、幅広い視点をもち本事業を実施。	自立支援専門員5名、生活支援員7名を配置し、相談援助にあたった。また、福祉なんでも相談会や各種会議への参画、広報を通じて本事業の利用促進、啓発に努めた。 ・事業利用契約者年度末数 105件 ・問い合わせ件数 4件 ・要調査相談件数 22件(50回) ・生活支援員による支援件数 6,809件	本事業について、継続した周知啓発が必要。 地域福祉権利擁護事業の相談援助件数に対する自立支援専門員数の不足。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	6 養護者の支援	成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談支援事業 成年後見制度利用支援事業	・ 成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施する。 事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南省で委託契約を行い、本市から湖南省へ負担金を支払う。) ・ 市長申立てや審判申立て費用と成年後見人等報酬の助成を行う。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	成年後見制度利用支援事業	B	・ 成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を随時実施。 ・ 支援者支援事業として「親族後見人相談会」「権利擁護支援事例検討会」を開催。 ・ 甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。	・ 親族後見人相談会 4件 ・ 権利擁護支援事例検討会 16名参加 ※件数、人数は甲賀市・湖南省の合計	研修会への参加が減少気味である。 計画の実施に伴って、成年後見センターの体制強化と質の高い人材の確保。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	7 災害時における高齢者の避難等の支援	避難行動要支援者支援事業	・ 避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・ 避難行動要支援者名簿の更新および避難行動要支援者同意者名簿の提供する。 ・ 避難行動要支援者支援ネットワーク会議の運営を行う。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	避難行動要支援者支援事業	B	・ 避難行動要支援者同意者名簿への新規勧奨 ・ 避難行動要支援者同意者名簿の更新 ・ 個別避難計画作成説明会の開催 ・ 避難行動支援者支援ネットワーク会議の開催。	・ 新規勧奨に対する返信率 約25% ・ 避難行動要支援者支援ネットワーク会議を1回開催し情報共有・情報交換を行った。 ・ 個別避難計画作成にかかる説明会を11回開催し、制度の周知ができた。 ・ モデル事業として新たに個別避難計画の作成ができた地区は、12地区。	災害時要支援者避難支援計画(個別計画)のさらなる周知・啓発 要支援者となる要件の見直し
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援	生活支援窓口の設置	・ 「生活支援窓口」にて、生活に不安を抱えている方や仕事につく自信のない方など、生活の困りごとの相談を行う。	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	B	相談者の状況に応じて、関係機関と連携し、必要な支援を行った。 新規相談件数167件(うち、65歳以上51件)	関係機関と連携し、自立に向けた支援を行うことができた。	複合的な課題を抱えた相談者に対応するため、関係機関との連携強化や誰もが自分らしく活躍できる地域づくりが必要である。 また、収入も低く就労もできない方への支援が困難である。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援	生活保護	・ 生活に困っている人に、程度に応じて、最低限の生活を保障し、再び自立できるように援助する。	生活支援課	生活扶助支給事業	B	世帯の状況に応じた必要な扶助費の支給と自立を助長するための必要な支援を行った。3月末現在の生活保護受給世帯数278 世帯(うち高齢者世帯数149世帯)	対象世帯に応じ、安定した生活が送れるよう支援できた。	生活保護受給者の特徴として、親族と疎遠になっているケースが多く、また、地域との関係も希薄になっている傾向がある。そのため、緊急時に対応に困ることが多い。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援	—	・ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられ、在宅での日常生活を安心して送れるよう必要な支援を行う。	長寿福祉課	在宅福祉支援事業	B	要介護状態や低所得の高齢者に対し、様々な助成や支援を行った。	高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を安心して続けるために、現状やニーズに応じた対応ができるよう、事業を実施した。	公的支援だけでなくインフォーマルサービスの充実や情報提供が必要。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	2 高齢者の孤立予防	高齢者地域見守り支援活動事業	緊急事態の早期発見や孤立死の防止を目的に、地域の見守り活動に関する協定について、身近な日本郵便株式会社等事業者と協定を締結する。	長寿福祉課	在宅福祉支援事業	B	包括連携協定を締結し、高齢者を含め市全体の安全安心につながる取り組みを行った。	配達事業者により、日々の業務の中で道路の瑕疵や、緊急事態の早期発見を報告等地域での見守りをしていたいただいた。	高齢者の見守りについての着眼点などを示すことで意識を高め、緊急事態の発見につなげる。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	4 高齢者の介護予防	介護予防・生活支援サービス事業 一般介護予防事業 在宅医療・介護連携推進事業	・ 訪問型サービスや通所型サービスを業務委託や補助事業として実施する。	長寿福祉課	(なし)	B	・ 訪問型サービス事業所 従前型 12ヶ所 緩和型A 6ヶ所 ・ 通所型サービス事業所 従前型 25ヶ所 緩和型A 15ヶ所	担い手研修を実施した。研修生と介護事業所とのつながりを目的とした実地研修(実習はなし、説明のみ)は実施できた。介護予防・生活支援サービス事業の提供を行った。	説明をきくだけでなく、実技や実地実習を取り入れた研修カリキュラムの工夫が必要である。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	2 高齢者の孤立に対する相談・支援	総合相談事業	・ 地域包括支援センター(市内5箇所)において、総合相談事業を実施する。また、高齢者に身近な市内民間事業者と相談業務を委託し、相談等がつながるようにする。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B	市内5箇所の地域包括支援センターと委託居宅介護支援事業所が高齢者の社会参加や閉じこもりなど様々な相談に応じた。また、地域の関係者や関係機関とネットワークを構築し、高齢者の孤立防止に向けた取組を行った。全体相談件数計 2,596件	サービス事業所や医療機関、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の関係者や関係機関と連携し、相談者の課題解決につなげる事ができた。	相談につながらないケースや早期に関われないケースがある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援	総合相談事業	・ 地域包括支援センター(市内5箇所)において、総合相談事業を実施する。また、高齢者に身近な市内民間事業者と相談業務を委託し、相談等がつながるようにする。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B	市内5箇所の地域包括支援センターと委託居宅介護支援事業所が様々な相談に応じ、高齢者の生活困窮についても対応をした。全体の相談件数計 2,596件	高齢者の生活困窮については、必要に応じて生活支援課と連携をした。	高齢者であるため、就労等による経済的自立の支援は難しい。 生活困窮にある高齢者の早期発見が難しく、相談時には包括だけで対応できないケースもある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	権利擁護事業(成年後見制度)	・ 市長申立の支援や利用援助支援を実施する	長寿福祉課	訪問指導事業	B	成年後見制度に関する相談を受けたうち、市長申し立てでの申し立てが11件であった。	虐待ケースなどで、市長による成年後見申し立てが必要なケースの対応をした。また、親族による申し立てについては、成年後見センターばんじーと連携した支援を行っている。	成年後見制度を利用するかの判断や、市長申し立てをする判断が難しい。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	2 高齢者の孤立予防	総合相談事業	・ 総合相談事業(委託含む)を実施する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B	市内5箇所の地域包括支援センターと委託居宅介護支援事業所が高齢者の社会参加や閉じこもりなど様々な相談に応じた。また、地域の関係者や関係機関とネットワークを構築し、高齢者の孤立防止に向けた取組を行った。全体相談件数計 2,596件	サービス事業所や医療機関、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の関係者や関係機関と連携し、相談者の課題解決につなげる事ができた。	相談につながらないケースや早期に関われないケースがある。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援	総合相談事業	・ 地域包括支援センター(市内5箇所)において、総合相談事業を実施する。また、高齢者に身近な市内民間事業者と相談業務を委託し、相談等がつながるようにする。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B	市内5箇所の地域包括支援センターと委託居宅介護支援事業所が様々な相談に応じ、高齢者の生活困窮についても対応をした全体の相談件数計 2,596件	高齢者の生活困窮については、必要に応じて生活支援課と連携をした。	高齢者であるため、就労等による経済的自立の支援は難しい。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	6 養護者の支援	権利擁護事業 (成年後見制度)	・ 市長申立の支援や利用援助支援を行う。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B	成年後見制度に関する相談のうち、市長申立てでの申立てが11件であった。	虐待ケースなどで、市長による成年後見申立てが必要なケースの対応をした。また、親族による申立てについては、成年後見センターばんじーと連携した支援を行っている。	成年後見制度を利用するかの判断や、市長申立てをする判断が難しい。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	2 相談・支援	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B	関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
3 高齢者	2 住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実	3 事業や制度	3 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B	関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
3 高齢者	3 高齢者虐待防止や理解促進のための教育啓発	1 教育・啓発	3 権利擁護に関する普及啓発	成年後見制度の普及・啓発・研修事業	・ 成年後見制度を広く知ってもらうための啓発や研修等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。)	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	成年後見制度利用支援事業	B	・HPの随時更新 ・ばんじー通信の発行(年4回) ・出前講座の開催および研修等への講師派遣 ・研修会および養成講座の開催 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。	・ばんじー通信の発行、講師の派遣、研修会・養成講座等を開催し、周知・啓発を行った。 ・令和4年度から医療福祉従事者向け権利擁護支援研修会を開催し、甲賀市・湖南市で39名の参加があった。 ・市民向け権利擁護セミナー 29名参加	・成年後見センターを中核機関に定めるにあたり、体制の整備、人材の確保、育成が必要である。 ・市の所管課が成年後見センターの業務について関与が薄い。
3 高齢者	3 高齢者虐待防止や理解促進のための教育啓発	1 教育・啓発	2 高齢者を理解するための教育・啓発	介護予防事業費補助事業	・ 高齢者の心身の状況を理解し、高齢者の人権地域でボランティアとして活動する人を育成する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B	通いの場の代表者に対して介護予防従事者研修会の開催した。	各地域で通いの場の事業が実施された。	通いの場のリーダーの交流、育成の場となるように介護予防従事者研修会を継続して実施にする。
3 高齢者	3 高齢者虐待防止や理解促進のための教育啓発	1 教育・啓発	3 権利擁護に関する普及啓発	権利擁護事業	・ 地域包括支援センターの必須事業として、権利擁護事業を実施する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B	市内5箇所の地域包括支援センターで、成年後見制度や消費者被害についての相談対応を行った。市内事業所向けに虐待防止の研修会を行った。	成年後見制度の利用支援や地域権利擁護事業、成年後見センターばんじーへの相談につなげることで、本人の権利を守る支援ができた。	事業所向けの研修は行ったが、地域への啓発へ出向く機会が少なかったため、計画的に虐待防止や消費者被害防止などの啓発する機会を設ける必要である。
3 高齢者	4 被害者や養護者からの相談支援、救済	3 事業や制度	1 高齢者への虐待被害の救済	高齢者虐待防止事業	・ 地域包括支援センターや長寿福祉課において、通報・相談体制をしくとともに、検討会議等開催し各関係機関等と協力し対応・支援する。	長寿福祉課	老人施設入所事業	B	措置入所者の処遇に関し、施設及び親族との調整・協議を行った。 措置ありきではなく、既存の資源を活用することで、その後の安定的な生活を見越した支援を行った。新規措置5件。	既措置者の状態に応じた環境で生活できるようにするため、養護者による高齢者福祉施設への入所申込の支援を行った。また親族との協議により、高齢者が経済的に安定した生活が送れるようになった。	既措置者について、入所から一定期間が経過し本人、親族等の状況が変化しているケースがある。措置の継続が望ましいのか個別に検討する必要がある。
3 高齢者	4 被害者や養護者からの相談支援、救済	2 相談・支援	1 高齢者への虐待被害の相談・支援	高齢者虐待防止事業	・ 地域包括支援センターや長寿福祉課において、通報・相談体制をしくとともに、検討会議等開催し各関係機関等と協力し対応・支援する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B	高齢者虐待検討会議は、25回開催し事例について検討した。	高齢者虐待検討会議において、緊急性の判断と虐待の判断、虐待の対応等についての検討を行った。また、高齢者の生命や身体への危険性が高いケースについては、長寿福祉課において老人福祉法にもとづく措置の要否を判断のうえ、高齢者への対応を依頼した。措置件数 5件	養護者への介入や精神疾患を持っている本人、養護者などへの対応で苦慮することがある。
3 高齢者	4 被害者や養護者からの相談支援、救済	3 事業や制度	1 高齢者への虐待被害の救済	高齢者虐待防止事業	・ 地域包括支援センターや長寿福祉課において、通報・相談体制をしくとともに、検討会議等開催し各関係機関等と協力し対応・支援する。	長寿福祉課	地域包括支援センター運営事業	B	高齢者虐待検討会議は、25回開催し事例について検討した。	高齢者虐待検討会議において、緊急性の判断と虐待の判断、虐待の対応についての検討を行った。また、高齢者の生命や身体への危険性が高いケースについては、長寿福祉課において老人福祉法にもとづく措置の要否を判断のうえ、高齢者への対応を依頼した。措置件数 5件	養護者への介入や精神疾患を持っている本人、養護者などへの対応で苦慮することがある。
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	3 権利擁護に関する普及啓発	成年後見制度の普及・啓発・研修事業	・ 成年後見制度を広く知ってもらうための啓発や研修等を実施する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。)	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	成年後見制度利用支援事業	B	・HPの随時更新 ・ばんじー通信の発行(年4回) ・出前講座の開催および研修等への講師の派遣 ・研修会および養成講座の開催 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。	・ばんじー通信の発行、講師の派遣、研修会・養成講座等を開催し、周知・啓発を行った。 ・令和4年度新規から医療福祉従事者向け権利擁護支援研修会を開催し、甲賀市・湖南市で39名参加があった。 ・市民向け権利擁護セミナー 29名参加	・成年後見センターを中核機関に定めるにあたり、体制の整備、人材の確保、育成が必要である。
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	1 障害者差別解消法の理解促進	障害者差別解消法市民啓発	・ 啓発講座の開催・啓発物品の作成を行う。	障がい福祉課	障害者(児)福祉一般事務費	—	市民には、広報紙・HPへの掲載、出前講座等により、障がいへの理解や啓発を行った。	基幹相談支援センターと障がい福祉課で小学校を訪問し、出前講座を開催。企業訪問時にチラシを送付。差別解消法にかかる通報はなし。	法の施行の効果を感じている障がいのある人が少なく、地域のあらゆる場所での障がいのある人や障がいの特性の理解促進、合理的配慮を推進していく必要がある。
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	2 気づきにくい障がいへの理解促進	難病患者・高次脳機能障がいなどの正しい理解の周知・啓発	・ 関係機関と連携し周知啓発を行う。	障がい福祉課	障害者(児)福祉一般事務費	—	県からの難病や高次脳機能障害関連の啓発チラシの窓口設置 また、関係機関と連携し個別支援を行った。	窓口相談に来られた際に、滋賀県難病連絡協議会や滋賀県難病相談・支援センター、保健所、高次脳機能センター等を紹介できた。多職種で連携して個別支援をえた。	難病や高次脳機能障害の相談の実施や支援するうえで出てくる課題について庁内関係機関と協議や検討ができる場を設置していく必要がある。
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	4 盲導犬等への理解推進	盲導犬等に対する社会的な理解促進、啓発	・ 盲導犬等利用者への合理的配慮を促進するよう啓発する。	障がい福祉課	障害者(児)福祉一般事務費	—	例年「障害者週間」に合わせた啓発を行っていたが、令和5年度は、その他の啓発事業が多く、盲導犬(介助犬・聴導犬)に関する啓発が不十分であった。	市民に対し、盲導犬に関する合理的配慮の機会を十分に提供できていない。	盲導犬等に対する理解促進が十分に進んでいない。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	2 気づきにくい障がいへの理解促進	発達障がいに関する啓発研修事業	・ 他課、他機関との連携により、啓発研修を実施する。	発達支援課	啓発研修事業	B	R4年度作成した「幼児～思春期前のこどもの発達支援に関する支援者向けの研修動画」を発達支援システムに関係する各課に周知した。関係機関より、母の画像が多いとの指摘があり、父の画像を増やしたスライドに差し替えた。 のびのび通信(幼児期発達支援)の発行。	R4年度作成した「幼児～思春期前のこどもの発達支援に関する支援者向けの研修動画(約1時間30分)」についてすこやか支援課、学校教育課、保育幼稚園課、子育て政策課から使用依頼があった。	各課・関係機関が課題としていることを知り、発達支援課として発信していきたいことも含めた研修内容にしてい必要がある。
4 障がい	1 住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができる障がいへの理解を深める教育・啓発	1 教育・啓発	4 盲導犬等への理解推進	授業による学習	・ 国語科教材や総合的な学習による理解促進を図る。	学校教育課	授業による学習	A	基底プランに即した人権学習の授業実践。	人権学習をととして、障害について正しく理解し、視野を広げることができた。	児童生徒の実践的態度の具現化。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	6 災害時における障がいのある人の避難等の支援	避難行動要支援者支援事業	・ 避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・ 避難行動要支援者同意者名簿を提供する。	危機管理課	【ゼロ予算事業】	A	同意者名簿については、7月に各区・自治会、警察、消防本部に提供した。 (民生委員・児童委員、市社会福祉協議会へは地域共生社会推進課から提供)	要配慮者や多様な人々がともに生活する意識を共有し、避難所内のレイアウトやルール作りを考え、避難者にとってより過ごしやすい避難所運営に活用することも踏まえて避難所運営マニュアルの改定をした。	個別避難計画の作成について区・自治会の取り組みに温度差がある。平時から避難所運営マニュアルに沿った訓練等を実施する中で、さらに改善点等の見直しを行っていい必要がある。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	福祉医療費助成制度	・ 障がいのある人への医療費自己負担金の助成を行う。	保険年金課	福祉医療給付事業	B	他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	障がいのある方の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	対象の可能性のある方への案内に努めているが、受給券の交付は本人申請に基づくことから、制度を知らないことによる申請漏れや、受給者であっても更新忘れがある。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	福祉医療費助成制度	・ 障がいのある人への医療費自己負担金の助成を行う。	保険年金課	福祉医療給付事業(市単)	B	他課との連携により、新たに対象となる方に申請漏れがないよう、該当者への申請勧奨を行い制度周知に努めた。	障がいのある方の医療費負担を軽減することにより、対象者の生活の悩みや不安の解消の一助となった。	対象の可能性のある方への案内に努めているが、受給券の交付は本人申請に基づくことから、制度を知らないことによる申請漏れや、受給者であっても更新忘れがある。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	こうかあんしんネット(甲賀市地域福祉権利擁護事業)	・ 福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、通帳・証書等の預かりサービスを実施する。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	地域福祉権利擁護事業	B	住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、利用者の自己選択、意思を尊重し関係機関との連携や弁護士との定期的な事例検討を行い、幅広い視点をもち本事業を実施。	5名の自立支援専門員、7名の生活支援員を配置し、相談援助にあたった。また、福祉なんでも相談会や各種会議への参画、広報を通じて本事業の利用促進、啓発に努めた。 ・事業利用契約者年度末数 105件 ・問い合わせ件数 4件 ・要調査相談件数 22件(50回) ・生活支援員による支援件数 6,809件	本事業について、継続した周知啓発が必要。 地域福祉権利擁護事業の相談援助件数に対する自立支援専門員数の不足。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	4 権利擁護に関する相談・支援	成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談支援事業 成年後見制度利用支援事業	・ 成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を実施。する。事業については、甲賀圏域で設立した「NPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじー」にて実施する。(湖南市で委託契約を行い、本市から湖南市へ負担金を支払う。) ・ 市長申立てや審判申立て費用と成年後見人等報酬の助成を行う。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	成年後見制度利用支援事業	B	・成年後見制度の利用、その他権利擁護に関する相談や支援等を随時実施。 ・弁護士、司法書士による専門相談を毎月2回および高齢者・障がい者なんでも相談会を予約制で年2回実施。 ・甲賀市地域福祉計画に盛り込まれた成年後見制度利用促進計画の実施計画としての甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき実施。	年間相談件数 延べ3,460件 弁護士相談26件、司法書士相談13件 なんでも相談会 7月 13件 2月 16件 ※件数は甲賀市・湖南市の合計	一時相談窓口の機能低下や地域包括支援センターとの連携に課題がある。また、相談の増加に伴うNPO法人ばんじーの体制強化。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	6 災害時における障がいのある人の避難等の支援	避難行動要支援者支援事業	・ 避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・ 避難行動要支援者名簿の更新および避難行動要支援者同意者名簿を提供する。 ・ 避難行動要支援者支援ネットワーク会議の運営を行う。	地域共生社会推進課(旧福祉医療政策課)	避難行動要支援者支援事業	B	・避難行動要支援者同意者名簿への新規勧奨 ・避難行動要支援者支援ネットワーク会議を1回開催し情報共有・情報交換を行った。 ・個別避難計画作成説明会の開催 ・避難行動支援者支援ネットワーク会議の開催。	・新規勧奨に対する返信率 約25% ・避難行動要支援者支援ネットワーク会議を1回開催し情報共有・情報交換を行った。 ・個別避難計画作成にかかる説明会を11回開催し、制度の周知ができた。 ・モデル事業として新たに個別避難計画の作成ができた地区は、12地区。	災害時要支援者避難支援計画(個別計画)のさらなる周知・啓発 要支援者となる要件の見直し ハイリスク者への対応が不十分
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	—	・ 知的障がい児の、福祉サービス利用援助、地域での自立生活支援を行う。	障がい福祉課	自立生活支援事業	B	R5対象者2名。自立訓練のため自立支援ホームで生活する障がいがある人の支援にかかる支援員設置経費の助成を行った。	支援員がサポートすることで、安心して自立に向けた生活を送ることができた。	退所した後も安定した生活を送ることができるよう日常生活を継続していくことが必要である。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	—	・ 障がいのある人の安定した就労を支えるサポーターを設置する。	障がい福祉課	就労サポーター設置事業	B	障がいのある人の職場適応、就労継続、定着を支援する就労サポーター設置事業に対し補助金の交付を行った。	障がいのある人に対する直接支援、および企業との連携により就労の定着が進んだ。	障がいのある人が必要とする支援は多岐にわたることから、支援者の力量が求められるが、福祉人材の確保が課題である。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	—	・ 在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、介護相談等を行う相談支援センター等の運営を委託する。	障がい福祉課	障害者(児)活動支援事業 精神障害者地域生活支援事業	B	日中一時支援認定者127名、利用総日数652名 障がいのある人やその家族などの相談支援、地域生活に関する情報の提供、関係機関との連携について業務委託を行った。(甲賀圏域事業) ・相談支援センターろーぶ(身体障がい) 延べ相談件数 3,468件 ・生活支援センターしろやま(精神障がい) 延べ相談件数 2,883件 サロン 276回 ・甲賀地域ネット相談サポートセンター(知的障がい) 延べ相談件数 2,018件	福祉サービスの利用や健康・医療、就労など多岐にわたる相談・問い合わせに対応し、相談者の不安解消、実際のサービス利用につながった。	日中一時支援事業所が市内に3か所しかなく増やしていく必要がある。 障がいのある人が必要とする支援は多岐にわたることから、相談員等の人材育成は重要課題である。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	—	・ 退院可能な精神障がい者に対し、地域生活への移行、定着に向けた体制整備を図るための経費に対し、補助金を交付する。	障がい福祉課	精神障害者地域生活定着支援事業	B	精神障がい者に対し、地域生活への移行に向けた地域活動拠点の体験や退院後の地域生活への支援を行った。	退院から地域生活への移行、定着に向けた体制整備を図りサービスにつなげられた。	精神に障がいがある人のサービス利用は増加傾向にある。長期の入院生活から地域移行、また地域生活を継続していくための支援や専門的な人材が必要である。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	2 意思疎通、コミュニケーションの支援(手話通訳・要約筆記・視覚支援等)	意思疎通支援	・ 手話通訳、要約筆記を派遣する。 ・ 点字封筒を使用する。	障がい福祉課	手話通訳者派遣等事業	A	窓口到手話通訳者を2名配置した。市が取り組む講演やイベント等において手話通訳者や要約筆記者の派遣を行った。デフメール(聴覚障がい者専用スマートフォン)、緊急情報端末を活用し聴覚に障がいのある方への支援を行った。 また、視覚に障がいのある方に対し、登録者へ点字封筒での書類送付、市役所窓口音声読み上げ機器を設置、パンフレット等へ読み上げ用音声コードを印字する等視覚支援を実施した。	円滑なコミュニケーションが図れ、自立と社会参加に繋がった。	長時間にわたる通訳や同一日の重複依頼時に対応可能な、手話通訳者の交代要員がいない。
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	7 スポーツをはじめとする余暇活動への支援	地域活動支援センターの充実	・ 地域活動支援センターの確保と充実を図る。	障がい福祉課	障害者(児)活動支援事業	B	障がいのある人の居場所づくり、地域交流・その活動の拠点として業務委託を行った。	サロンの定期開催、食事会、茶話会、外出、スポーツ等を実施し、余暇支援の充実を図った。	活動に関わるボランティアの育成や障害の理解を図るための啓発活動を推進する必要がある。
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	2 障がいのあるこどもの保護者への相談・支援	育ちと学びの相談(のびのび相談・教育相談)	・ こどもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行う。	発達支援課	相談支援事業	B	こどもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、子育て相談を行った。実相談者数: 幼児 384名、小学生 244名、中学生 91名	発達に特性のあるこどもとの関わりについて個別に相談をすることで、その子の特性に合った関わりがもて、保護者の子育てに対する不安を和らげることができた。	継続的な相談が必要なケースもあり、他課、他機関との連携が必要なケースも多い。
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	2 障がいのあるこどもの保護者への相談・支援	保護者学習会	・ こどもに発達の特徴があり、育てにくさを感じている保護者に対する、連続の子育て学習会を行う。	発達支援課	啓発研修事業	B	発達障がいや発達障がいの傾向があるこどもの保護者に対する連続の子育て学習会を行なった(3回×1クール)。情報誌(のびのび通信)も継続して発行し、HPおよび子育て支援センターや各保育園、保健センターにも配布した。	学習会参加は、延べ参加人数34名。秘書広報課YouTubeチャンネルは、R6.2.27時点での6本番組の全再生回数2592回。講座内でペアレントメンターに経験談をしていただく(ペアレントメンターによる啓発事業)ことで、当事者の立場にたった話も補完され、理想論だけにならない学習会を行うことができた。	啓発に関する取り組みが十分に周知されていない。
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	3 生涯を通じた支援体制の構築	発達支援システムの構築	・ 関係機関連携による生涯を通じた発達支援システムの構築を行う。	発達支援課	発達支援システム推進事業	B	連携担当者会議を年2回開催した。	年度当初に、今年度の取り組みについての計画を把握し、第2回の会議では実績と評価、課題の再確認を共有することができた。	各課の取り組みを把握し、システムの中で複数の課にわたって検討したいことの聞き取りが必要である。
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	5 こどものころからの療育の充実、学校・園での支援	こじか教室	・ 就学前の発達に遅れや偏りのある幼児が保護者とともに通う児童発達支援事業(療育)を行う。	発達支援課	児童発達支援事業	B	就学前の発達に遅れや特性、障がいのあるこどもたちが保護者とともに通う児童発達支援事業(療育)を行った。児童発達支援事業通園児童 99名。保育所等訪問支援事業 3名。	前期15クラス、後期16クラスのクラス指導を実施し、こどもの特性や発達に合わせた関わり方を保護者と一緒に考えることができた。保護者同士の交流の場を持つことができた。	センターが目指す支援や、取り組みのねらいなどが保護者と共通理解できていないことがある。
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B	関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援	—	・ 甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員の費用を負担し、就労面と生活面での支援を行う。	商工労政課	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター事業	A	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員の費用を負担し、就労面と生活面での支援を行った。負担金の支払いを実施した。	障がい者の地域での職業、生活における自立と社会参加の促進を図った。	課題なし
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援	—	・ 障がい者の地域社会での自立促進のための事業を実施する、信楽町職親会に補助金を交付する。	商工労政課	職親会活動補助事業	A	障がい者の地域社会での自立促進のための事業を実施し、信楽町職親会に補助金を交付した。補助金の支払いを実施した。	障がい者の社会復帰に寄与した。	課題なし
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	1 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援	障がい者就職面接会	・ 市内企業との合同就職面接会を行う。	商工労政課	障がい者就職面接会開催事業	A	市内企業との合同就職面接会を行った。	出展企業12社(内甲賀市8社)、参加者15名、内定者2名	参加求職者数が減少しているため、関係機関と連携し事業の広報、周知が必要
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B	関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	障がい者就職面接会	・ 市内企業との合同就職面接会を行う。	商工労政課	障がい者就職面接会開催事業	A	市内企業との合同就職面接会を行った。	出展企業12社(内甲賀市8社)、参加者15名、内定者2名	参加求職者数が減少しているため、関係機関と連携し事業の広報、周知が必要
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	—	・ 甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員の費用を負担し、就労面と生活面での支援を行う。	商工労政課	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター事業	A	甲賀地域障害者働き・暮らし応援センター(しがらき会)の職場開拓員の費用を負担し、就労面と生活面での支援を行った。負担金の支払いを実施した。	障がい者の地域での職業、生活における自立と社会参加の促進を図った。	課題なし
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	1 障がいのある人への生活・就労支援	—	・ 障がい者の地域社会での自立促進のための事業を実施する、信楽町職親会に補助金を交付する。	商工労政課	職親会活動補助事業	A	障がい者の地域社会での自立促進のための事業を実施し、信楽町職親会に補助金を交付した。補助金の支払いを実施した。	障がい者の社会復帰に寄与した。	課題なし
4 障がい	2 社会参加ができるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	2 相談・支援	2 障がいのあるこどもの保護者への相談・支援	甲賀市特別支援教育就学奨励費	・ 特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者負担を軽減するため、援助を行う。	学校教育課	特別支援教育就学奨励事業(小・中学校)	A	特別支援学級に在籍する小中学校の児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品費、通学用品費、給食費、校外活動費等を支給した。	特別支援学級に在籍する小中学校の児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減し、児童生徒は、安心して学校生活を送ることができた。	生活が困窮している世帯については、要保護・準要保護児童生徒就学援助費の申請が優先できることを知らない保護者がいる。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	4 障がいのあるこどもの保護者への子育て支援	就学・進路に向けてのつどい	・ 特別支援教育についての啓発・保護者交流会を実施する。	学校教育課	特別支援事業	A	就学に向けてのつどいは5月、進路に向けてのつどいは11月に実施した。予約制の就学相談会を6月に実施した。	甲賀市の特別支援教育について参加者(保護者)に理解してもらうことができた。	つどいに参加していない保護者への情報提供の方法。
4 障がい	2 社会参加できるための、生活や就労等への生涯を通じた支援	3 事業や制度	5 こどものころからの療育の充実、学校・園での支援	読み書きのステップアップ事業	・ 多様な学びの場として、巡回指導員による個別または少人数での指導(個別指導)を実施する。	学校教育課	読み書きステップアップ事業	A	市内16校へ巡回指導を実施。	児童の特性や教育的ニーズに合わせた指導を行うことができた。	対象者(希望者)の増加。
4 障がい	3 虐待の防止と早期発見・早期対応への取り組み	2 相談・支援	3 障がいのある人への虐待被害の相談・支援	障害者虐待防止ネットワーク事業	・ 障がい者に対する虐待の禁止および防止、虐待を受けた障がい者に対する保護のための措置、養護者に対する支援を行う。	障がい福祉課	障害者虐待防止ネットワーク事業	A	ネットワーク会議 1回 虐待対応検討会議 1回 研修会 1回	通報件数は前年度と大きな増減はなかった。講師を招き、事業所向けに虐待に関する研修を対面で開催できた。(100名参加)	事実確認が困難なケースが多く、迅速なコア会議の開催ができなかった。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	1 教育・啓発	1 心理的差別の解消に向けた教育・啓発	地域交流促進事業	・ 地域総合センターにおいて各種教室、文化祭等を開催する。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B	地域総合センターにおいて各種教室、文化祭等を開催した。	多くの市民が来館し、交流や人権啓発活動が実施できた。	地域住民が高齢化し、各種教室を実施しても地元の参加者が少ない。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	1 教育・啓発	1 心理的差別の解消に向けた教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B	市人権教育推進協議会と連携し、協議会発行の啓発紙において、9月の同和問題啓発強調月間にあたり啓発を行った。また、啓発物品を公共施設の窓口に設置したほか、人権ミニフェスタ来場者に配布した。	5月の行政情報の戸別配布(ポスティング)実証実験にあわせて啓発紙の配布を行ったことにより、市内のほぼ全世帯に対し周知できた。	人権教育連続セミナー等の開催にあたって、参加者を増やすことの検討が必要
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	1 教育・啓発	2 不動産差別の解消に向けた教育・啓発	福祉と人権のまちづくり事業	・ 不動産差別解消に向けた啓発物を配布する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B	不動産差別解消に特化した啓発物は配布していないが、同和問題について啓発紙による啓発を実施した。	差別の解消について、市民に向けて啓発することができた。	効果的な啓発方法を検討する必要がある。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	3 事業や制度	1 あらゆる同和問題の解消に向けた取組の推進	同和・人権事業促進協議会活動補助金	・ 同和・人権事業促進協議会が実施する同和問題の解消に向けた活動に対して補助する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B	同和・人権事業促進協議会が実施する同和問題の解消に向けた活動に対して補助した。	民間の隣保館を訪問するなど、これからの地域総合センターのあり方について研修を実施した。	高齢化により参加者が減少し、今後の組織の在り方を検討していく必要がある。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	3 事業や制度	3 地域総合センターや公民館等における住民交流の促進	地域交流促進事業	・ 地域総合センターにおいて各種教室、文化祭等を開催する。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B	地域総合センターにおいて各種教室、文化祭等を開催した。	多くの市民が来館し、交流や人権啓発活動が実施できた。	地域住民が高齢化し、各種教室を実施しても地元の参加者が少ない。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	1 教育・啓発	1 心理的差別の解消に向けた教育・啓発	授業や学習会等による学習・啓発	・ 市人権教育基底プラン(改訂版)に基づく教育および啓発を進める。 ・ 道徳・学級活動等による学習をする。	学校教育課(人権推進課)	授業や学習会等による学習・啓発	A	基底プランに即した人権学習の授業実践。	人権学習を通して、児童生徒の人権感覚を高めることができた。	児童生徒の実践的態度の具現化。
5 同和問題	1 同和問題解決のための啓発活動	3 事業や制度	3 地域総合センターや公民館等における住民交流の促進	公民館事業	・ 地域人材による、人づくり・地域づくりの講座により交流を図る。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	A	夢の学習において、個別の身近に課題を感じる市民が自主的かつ主体的に活動する「夢のHEYA事業」に取り組み、70の夢のHEYAで活動を実施した。	夢の学習は、ボランティアスタッフとして多くの高齢者が参画し、人々の交流を図ることができた。	課題に対する実践の具体化。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	2 相談・支援	2 地域総合センターにおける相談・支援	地域総合センター運営事業	・ 就労、福祉、教育等にかかる相談・支援を行う。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B	各地域総合センターが、身近な相談機関として機能した。	地区住民の福祉の向上や住民相互の交流につながった。	相談内容が就労・教育から福祉へ変化し、相談に的確に応じるためには、地域総合センター職員のスキルアップが必要である。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	2 相談・支援	3 各種施策を活用した生活支援	地域総合センター運営事業	・ 地域総合センターから庁内関係課につなぐ。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B	関係各課に繋ぎ、専門的な各種施策を活用した支援に繋がった。	相談に關係する課や機関へ繋ぐことで、各種施策を活用した支援を行えた。	幅広い分野の相談に的確に応じるためには、地域総合センター職員のスキルアップが必要である。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	2 各種支援につなげる相談体制の構築	地域総合センター運営事業	・ 就労、福祉、教育等にかかる相談・支援を行う。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B	関係各課に繋ぎ、専門的な各種施策を活用した支援に繋がった。	各相談に応じ、支援に繋がる相談体制を構築することで、支援を行えた。	幅広い分野の相談に的確に応じるためには、地域総合センター職員のスキルアップが必要である。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	4 地域総合センターや公民館等におけるこどもの学習支援	自主活動学級	・ 小中学生の学習会等の開催を行う。	人権推進課	各地域総合センター運営事業	B	ほぼコロナ禍以前と同じ事業を実施することができた。また、一部のセンターでは対象を学区まで拡大し、多くのこどもが参加した。	こどもの学習支援により、仲間づくりもでき交流につながった。	こどもの数が減少しており、今後学習会をどうしていくか検討する必要がある。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	1 教育・啓発	5 企業・事業所でのセクシュアル・ハラスメント、マニティ・ハラスメントの防止啓発	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による企業訪問	・ 企業が人権問題について正しい理解と認識を深め人権尊重の職場作りを推進するため企業訪問による啓発をする。	商工労政課	企業内人権研修事業	A	企業が人権問題について正しい理解と認識を深め人権尊重の職場作りを推進するため企業訪問による啓発をした。	企業訪問件数 216件 人権講師派遣 13社	公正な採用選考を推進するため啓発が必要
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	2 相談・支援	1 学習、進路、就労、生活等の相談・支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B	関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	2 各種支援につなげる相談体制の構築	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B	関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
5 同和問題	2 自立に向けた各種支援	3 事業や制度	4 地域総合センターや公民館等におけるこどもの学習支援	土曜学習事業	・ 宿題応援や書道などの事業を行い、学習支援とこどもの居場所づくりに繋げる。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B	学習支援活動、320回実施。	令和4年度の348回実施には、いたらなかった。	指導者の確保、育成。
5 同和問題	3 「えせ同和行為」への対応のための、情報提供と相談体制の強化	1 教育・啓発	3 えせ同和行為に毅然として対応するための教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B	えせ同和行為のみに特化したことは実施できていないが、20歳のつどいに啓発物の配布による相談先の紹介を行った。	20歳のつどいにおいて700名を超える参加者に啓発・案内チラシを配布し、周知につながられた。	更なる啓発方法について検討していく必要がある。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
5 同和 問題	「えせ同和行為」への対応のための、情報提供と相談体制の強化	1 教育・啓発	えせ同和行為に毅然として対応するための教育・啓発	人権文化醸成事業	・ えせ同和行為に関する情報を庁内で情報共有する。	人権推進課	人権文化醸成事業	B	県内において、えせ同和行為発生の連絡はなかった。	県や市長会、県内各関係機関・団体等で構成する「えせ同和行為防止滋賀県民会議」の取り組みの成果が現れていると考えられる。	近年えせ同和行為が発生していないので、えせ同和行為が発生した際の対応等について職員に周知する必要がある。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	5 災害時における外国人の避難等の支援	避難行動要支援者支援事業	・ 避難行動要支援者に対する支援の推進を行う。 ・ 防災情報・避難情報の多言語化(やさしい日本語含む)	危機管理課	【ゼロ予算事業】	A	・緊急情報伝達システムの多言語対応機能の運用。 ・災害時多言語情報センター訓練への参加(国際交流協会)	要配慮者や多様な人々がともに生活する意識を共有し、避難所内のレイアウトやルール作りを考え、避難者にとってより過ごしやすい避難所運営に活用することも踏まえて避難所運営マニュアルの改定をした。	緊急情報伝達システムの登録者数を増加させたい。平時から避難所運営マニュアルに沿った訓練等を実施する中で、さらに改善点等の見直しを行っていく必要がある。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	総合窓口設置	・ 総合窓口設置に向けた協議をする。	市民活動推進課	ゼロ予算事業	B	R6年度より多文化共生センターで実施予定の相談窓口にかかる事前協議の実施(国際交流協会に委託予定)	国際交流協会との協議の上、相談体制を整備した。	多文化共生センター全職員が等しく相談対応を行う必要がある。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	おしゃべりカフェ開催(国際交流協会補助金)	・ おしゃべりカフェを開催(国際交流協会補助金)する。	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会運営補助事業	B	外国人相談会の開催	より具体的な外国人市民の相談に対応できるよう、年金事務所や出入国管理局との連携のもと、相談会を開催した(計5回)。また、外国人市民が気軽に相談できるよう市内の輸入食品店の協力のもと、出張相談会を開催した。	相談の内容が人権、在留資格、社会保険、教育、ご近所つきあいなど複雑化しており、外国人市民を対象とした一元的な相談窓口の設置が必要となっている。また、不定期の相談会では複雑化する相談に対応することができない。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	おしゃべりカフェ開催(国際交流協会補助金)	・ おしゃべりカフェを開催(国際交流協会補助金)する。	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会事業補助事業	B	同上	—	同上
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	2 こどもたちへの教育・相談・支援	日本語学習支援関連事業(国際交流協会補助金)	・ 日本語学習支援関連事業を行う。(国際交流協会補助金)	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会運営補助事業	A	土曜日こども学習サポートの実施	学習者延べ210名(途中でやめてしまうこどももいたため延べ人数で算出) ブラジル、ペルー、中国、フィリピンにルーツがあるこどもたち小学2年生～中学3年生が参加。ほとんどが日本生まれ。以前行っていた学習会に参加していた外国にルーツを持つこどもが高校生となり、指導者として学習会に参加するなど、外国にルーツを持つこどものロールモデルが生まれ、こどもたちの刺激となっている。	学習者のニーズ把握ができていない。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	2 こどもたちへの教育・相談・支援	日本語学習支援関連事業(国際交流協会補助金)	・ 日本語学習支援関連事業を行う。(国際交流協会補助金)	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会事業補助事業	A	同上	同上	同上
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	2 こどもたちへのことば、学習および生活の支援	日本語学習支援関連事業(国際交流協会補助金)	・ 日本語学習支援関連事業を行う。(国際交流協会補助金)	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会運営補助事業	A	同上	同上	同上
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	2 こどもたちへのことば、学習および生活の支援	日本語学習支援関連事業(国際交流協会補助金)	・ 日本語学習支援関連事業を行う。(国際交流協会補助金)	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会事業補助事業	A	同上	同上	同上
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	5 災害時における外国人の避難等の支援	災害時多言語支援調査検討事業	・ 災害時多言語支援センター設置協定の締結に向けた検討をする。	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会運営補助事業	B	多言語情報センター設置訓練の実施(11/19総合防災訓練内) 多文化防災訓練の実施	外国人市民参加者22名 総合防災訓練:外国人市民の協力のもと、日本人参加者が実際に外国人市民とやさしい日本語を使うと外国人市民と簡単に対話が図れることを実感した。 多文化協防災訓練:地域住民が防災グッズを準備いただき、日本人市民外国人市民問わず防災について関心を示すことができた。	防災に対する危機感や、他人事でない当事者意識の醸成が必要である。多文化共生社会を推進していくには、日本人との普段のお付き合いをベースに、相互扶助の精神が根付くよう、地域との関わりが防災対策につながることの意識づけが必要。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	5 災害時における外国人の避難等の支援	災害時多言語支援調査検討事業	・ 災害時多言語支援センター設置協定の締結に向けた検討をする。	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会事業補助事業	B	同上	同上	同上
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	ポルトガル語通訳設置 日常生活の情報提供	・ ポルトガル語通訳配置による窓口での通訳業務を実施する。 ・ 行政文書のポルトガル語翻訳を行う。 ・ ポルトガル語の広報紙発行する。 ・ 市ホームページのポルトガル語翻訳を行う。	生活環境課	国際化推進事業	A	窓口対応件数8,558件 行政手続きにかかる対応が大半	他課と連携を取りながら、来訪者の対応ができた。市役所では対応できない相談については、適切な機関を案内できた。	手続きにかかる通訳と、相談にかかる通訳の区別がなされていないため、市民の相談に対する市政への反映ができていない。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	生活支援窓口の設置	・ 「生活支援窓口」にて、生活に不安を抱えている方や仕事につく自信のない方など、生活の困りごとの相談を介して行う。	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	B	相談者の状況に応じて、関係機関と連携し、必要な支援を行った。 新規相談件数167件(うち、外国人31件)	関係機関と連携し、自立に向けた支援を行うことができた。 ポルトガル語・スペイン語通訳ができる相談員を配置したことで、スムーズに意思疎通ができた。	言葉が通じづらい、生活習慣の違いなど外国人特有の困りごとや、庁舎内に通訳がいない言語の方が来られたときは対応に苦慮することがある。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	1 就労や生活の相談・支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B	関係機関と連携して対応した。 相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	1 就労支援、高齢者・要介護者の生活支援	就労相談事業	・ 就労相談員による相談・就労支援を行う。	商工労政課	就労相談事業	B	関係機関と連携して対応した。相談者があれば、甲賀公共職業安定所や関係機関など必要とされる機関への取次ぎを行った。	甲賀公共職業安定所や関係機関などへの相談と就労支援ができた。	適切な連携のために関係機関との情報の共有に努める。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	2 相談・支援	2 こどもたちへの教育・相談・支援	母語支援員の設置	・ 母語支援員による教育・相談・支援を行う。	学校教育課	母語支援事業	A	ベトナム語母語支援員を新規配置し、市内14の小中学校に派遣を行った。該当保護者の思いや状況に沿いながら、生徒指導や教育相談の充実のための通訳及び翻訳業務を実施した。	保護者連携を円滑に進めることができ、生徒指導上の課題に係る未然防止や早期解決に向けて成果があった。該当保護者が相談しやすい環境づくりの実現に役立った。	就学指導に係る保護者相談やいじめや人間関係上のトラブル等への対応等の翻訳や通訳対応が困難な業務にいかに取り組むか。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	2 こどもたちへのことば、学習および生活の支援	母語支援員の設置	・ 母語支援員による学習および学校生活の支援を行う。	学校教育課	母語支援事業	A	日本語指導が必要な児童生徒への母語による効果的な学習支援を実現した。また、児童生徒の思いをきめ細やかに把握し、安心して過ごせる環境づくりに寄与した。	学習支援の充実により、学ぶ意欲や学ぶ力の向上に寄与している。また、学校に通うこと、学校で学ぶことの魅力を高めることが実現している。	ほぼ日本語が理解できない児童生徒への対応時間を増やしたいが、増加傾向にあり、理想とする支援計画が立てられていない。
6 外国人	1 情報提供の充実と生活支援の充実	3 事業や制度	4 公共施設、学校等でのコミュニケーション支援	公民館事業(語学講座、食文化の体験など)	・ 英会話教室、英語でクッキングなどを通じ、外国語に親しむ機会を設定する。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	A	夢の学習で、英語、中国語、韓国語の学習を197回開催した。	令和4年度の196回実施を上回った。	対象者や内容が明確になっていない。
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	1 教育・啓発	1 多文化共生に向けた教育・啓発	日本語教室の開催 やさしい日本語研修の実施 多文化共生啓発紙の発行	・ 日本語教室を開催する。 ・ やさしい日本語研修を実施する。 ・ 多文化共生啓発紙の発行する。	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会運営補助事業	A	日本語教室「虹」及び「にんじゃ」の実施 日本語ボランティア研修(スキルアップ及び新規)の実施	「虹」前期後期各20名前後の学習者 「にんじゃ」前期後期各50名前後の学習者 ボランティアスキルアップ研修18名参加 新規ボランティア研修5名参加(うち4名ボランティアとして活動中) 国籍が多様化し、なおかつ日本語レベルも異なる中、ボランティアの親身な対応により、学習者のモチベーション向上につながっている。また、口コミにより学習者の増加もみられる。	参加者が増加傾向にある中、ボランティアの人数が不足している。 外国人市民の言語保障をボランティアに任せきりになっている。
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	1 教育・啓発	1 多文化共生に向けた教育・啓発	日本語教室の開催 やさしい日本語研修の実施 多文化共生啓発紙の発行	・ 日本語教室を開催する。 ・ やさしい日本語研修を実施する。 ・ 多文化共生啓発紙の発行する。	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会事業補助事業	A	同上	同上	同上
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	3 事業や制度	3 外国人の地域等への参画の推進	ともに生きる地域づくり事業(国際交流協会補助金)	・ ともに生きる地域づくり事業(国際交流協会補助金)を実施する。	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会運営補助事業	A	グローバルセミナーの実施	61名参加 関係者以外にも一般市民も多く参加していたため、多文化共生への意識醸成が少しずつ進んでいることがわかる。	例年よりも多くの市民が参加したが、依然として「多文化共生」が市民に知られていない。
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	3 事業や制度	3 外国人の地域等への参画の推進	ともに生きる地域づくり事業(国際交流協会補助金)	・ ともに生きる地域づくり事業(国際交流協会補助金)を実施する。	市民活動推進課(政策推進課分)	国際交流協会事業補助事業	A	同上	同上	同上
6 外国人	2 外国人への偏見をなくすための教育啓発と地域への参画の推進	1 教育・啓発	2 ヘイトスピーチに対する教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B	市発行の啓発紙のテーマの一つに多文化共生に関わる項目を入れ、人権尊重のまちづくりリーダー研修などで話し合いを促した。	多文化共生に関する啓発を推進できた。	外国人に対する偏見の根底には思い込みや不安などが考えられ、より一層の啓発と交流の促進が課題である。
7 ネット	1 情報化がもたらす社会的影響と個人の責任やモラルについての教育	1 教育・啓発	1 インターネット上での人権侵害の防止や情報モラルの向上につながる教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B	市人権教育推進協議会と連携し、協議会発行の啓発紙において、ネット上での部落差別について啓発を行った。	5月の行政情報の戸別配布(ポスティング)実証実験にあわせて啓発紙を配布したことにより、ほぼ全世帯に対し周知できた。	ネット上での差別について具体的に考える機会を設定するなど、より一層の啓発の促進が課題である。
7 ネット	1 情報化がもたらす社会的影響と個人の責任やモラルについての教育	2 相談・支援	1 インターネットによる人権侵害に対する相談先の周知	相談対応及び相談先の周知	・ 相談に対応するとともに、相談先の周知を行う。	人権推進課	人権文化醸成事業	B	相談窓口における、インターネットによる人権の問い合わせはなかった。		人権侵害の問い合わせは文字だけではニュアンスが伝わりにくい。
7 ネット	1 情報化がもたらす社会的影響と個人の責任やモラルについての教育	1 教育・啓発	1 インターネット上での人権侵害の防止や情報モラルの向上につながる教育・啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	こどものいじめ問題対策事業	A	スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	主体的な実践力の向上。
7 ネット	1 情報化がもたらす社会的影響と個人の責任やモラルについての教育	2 相談・支援	1 インターネットによる人権侵害に対する相談先の周知	各種相談ダイヤル等の周知	・ 県教育委員会による相談ダイヤル等の児童生徒、保護者への周知をする。	学校教育課	各種相談ダイヤル等の周知	A	各種人権ダイヤル等のカードの配布とタブレット端末にSOSダイヤルの掲載、周知の徹底。	カードの配布とタブレット端末への掲載により周知できた。	人権ダイヤルの具体的な取組内容の周知。
7 ネット	2 人権意識をもったインターネットの使用についての啓発	1 教育・啓発	2 インターネットの安心安全な使い方の教育・啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	こどものいじめ問題対策事業	A	スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布及び、防犯やネット犯罪防止等のためi-filterによる管理をした。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。またi-filterで発見した児童生徒への働きかけができた。	主体的な実践力の向上。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	1 インターネット上での人権侵害の防止や情報モラルの向上につながる教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 保護者に学習機会を提供する。	人権推進課	人権教育啓発事業	B	保護者団体人権・同和教育推進事業補助を使い、小学校1校・中学校2校で、SNSにおけるトラブル防止を啓発する親子対象の講演会を開催した。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	現状に即した課題の把握と各家庭での主体的な実践力の向上。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	2 インターネットの安心安全な使い方の教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 保護者に学習機会を提供する。	人権推進課	人権教育啓発事業	B	保護者団体人権・同和教育推進事業補助を使い、小学校1校・中学校2校で、SNSにおけるトラブル防止を啓発する親子対象の講演会を開催した。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	現状に即した課題の把握と各家庭での主体的な実践力の向上。

分野	取組	取組分類	具体的内容	取組に係る事業名 (H28時点)	事業内容	所管課	事務事業名 (総合計画事業名)	事務事業 評価	R5年度取組結果	成果	課題
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	インターネット上での人権侵害の防止や情報モラルの向上につながる教育・啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	こどものいじめ問題対策事業	A	スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布及び、防犯やネット犯罪防止等のためi-filterによる管理をし保護者にも連絡をした。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。またi-filterで発覚した児童生徒の保護者への働きかけができた。	主体的な実践力の向上。
7 ネット	3 保護者に対する研修の実施	1 教育・啓発	インターネットの安心安全な使い方の教育・啓発	インターネット上のいじめ対策推進事業	・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための事業に要する経費補助を行う。	学校教育課	こどものいじめ問題対策事業	A	スマホ啓発資料の小中学校児童生徒全家庭への配布及び、防犯やネット犯罪防止等のための「こども手帳」の配布。	SNS等インターネットにおけるトラブル回避について啓発することができた。	主体的な実践力の向上。
8 その他	1 性的マイノリティの人々に対する理解と啓発推進	1 教育・啓発	性的マイノリティに関する正しい理解のための教育・啓発	人権教育啓発事業	・ 学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B	市発行の啓発紙のテーマの一つに性的マイノリティの方の存在を念頭に置いた項目を入れ、人権尊重のまちづくりリーダー研修などで話し合いを促した。	性的マイノリティの人々に関する理解と啓発を推進できた。	より一層の啓発と理解の促進が課題である。
8 その他	1 性的マイノリティの人々に対する理解と啓発推進	1 教育・啓発	性的マイノリティに関する正しい理解のための教育・啓発	授業や学習会等による学習・啓発	・ 市人権教育基盤プラン(改訂版)に基づく教育および啓発を進める。	学校教育課	授業や学習会等による学習・啓発	A	人権授業研究会における授業の研究と研究会の開催。	児童生徒の心に響く授業の在り方と教職員の人権意識の向上を、研究を通して行えた。	児童生徒の実践的態度の具現化。
8 その他	1 性的マイノリティの人々に対する理解と啓発推進	2 相談・支援	学校での性的マイノリティのこどもへの配慮	文科省通知の周知	・ 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等について(教職員向け)」(H28文科省)を周知徹底する。	学校教育課	文科省通知の周知	A	市内各小中学校に文書、メールを送付し周知。	職員会議等での通知を周知し、共通理解を図れた。	周知の伝達における学校現場の時間確保。
8 その他	2 その他様々な人権問題についての啓発の推進	1 教育・啓発	その他さまざまな人権課題への教育・啓発	人権教育啓発事業	・ さまざまな機会をとらえて、市民や行政職員等に新たな人権情報を提供する。学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	A	人権尊重のまちづくりセミナーとして9月から1月にかけて5回、集会方式の講演会・映画会をもつことができた。内1回は期間限定のWEB配信を併用することができた。	第1回セミナーとして行った市人権教育研究大会も含めると集会で延べ465名の参加、WEB閲覧数は476回にのぼり、参加できない方にも啓発することができた。	開催周知に工夫の余地がある。時期、場所、方法にでき得る工夫を重ね、啓発のニーズとつなきたい。
8 その他	2 その他様々な人権問題についての啓発の推進	1 教育・啓発	その他さまざまな人権課題への教育・啓発	公民館事業(シルバー大学・夢の学習)	・ 人権感覚を磨くため、テーマを設けて講座を開設する。	社会教育スポーツ課	各公民館運営事業	B	夢の学習で人権啓発講座の実績はなかったが、障がいのある児童生徒が集い、交流のできる居場所を提供し、5教室で13回、地域住民が自主的主体的に創る夢のHEYAを45回実施した。	学校に行きづらいこどもや、発達障害のこども、特別支援学校からの参加もあった。	夢の学習では、障がいのある児童生徒が集い、交流のできる居場所を提供し、5教室で13回、地域住民が自主的主体的に創る夢のHEYAを45回実施した。
8 その他	3 新たな人権問題を社会問題としてとらえる教育・啓発	1 教育・啓発	その他さまざまな人権課題への教育・啓発	人権教育啓発事業	・ さまざまな機会をとらえて、市民や行政職員等に新たな人権情報を提供する。学習機会の提供や啓発メッセージの発信を行う。	人権推進課	人権教育啓発事業	B	人権尊重のまちづくりセミナーとして9月から1月にかけて5回、集会方式の講演会・映画会をもつことができた。内1回は期間限定のWEB配信を併用することができた。加えて、啓発チラシ、啓発物品を配布するなど様々な方法で啓発に努めた。	コロナ禍のため集会方式ではなく、WEB配信による開催となったが、多くの方に視聴いただき啓発ができた。また、職員についても全職員研修や各課単位での研修を実施でき、コロナ禍前の啓発が実施できる状況になってきた。	様々な方法や場で啓発を続ける必要がある。

2. 人権に関する総合計画（相談窓口別相談件数）

単位：件

区分	相談窓口名称	内容	所管課	相談件数				
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人権全般	男女の悩みごと相談窓口	家庭や職場等での男女間の悩みごとの相談	人権推進課	109	96	237	87	111
こども	乳幼児発達相談	こどもの発達に関する相談	すこやか支援課	192	185	142	114	108
こども	すこやか相談	こどもの成長や育児、食事のことなどの相談 妊婦及び母親の体調やこころの相談	すこやか支援課	476	320	262	202	262
こども	ひとり親(母子・父子)家庭相談	ひとり親家庭や寡婦の方を対象とした、自立に向けた生活相談	子育て政策課	269	212	340	327	260
こども	子育て相談	こどもの発達や成長、しつけ、遊び、健康、食事など子育てに関する心配ごとの相談	子育て政策課	1,150	1,084	1,320	1,024	834
こども	児童家庭相談	家庭での子育ての不安や悩みについての相談	家庭児童相談室	289	524	537	570	802
こども	育ちと学びの相談窓口	こどもの教育・発達・心理に関する悩みごとや困りごとの相談	発達支援課	2,932 ※就学前～中学	2,252	3,319	3,500	3,551
青少年	思春期・青年期のなやみごと相談窓口	高校生～25歳くらいまでの方の発達・心理相談	発達支援課	781 ※中卒以上～20代	498	414	559	492
青少年	少年センター相談 活動少年センター	青少年の抱える悩みや諸問題(非行・不良行為、不登校、いじめ、交友、就労、就学等)の相談	社会教育 スポーツ課	880	1,493	1,510	1,320	1,533
高齢者	介護保険および高齢者に関する総合相談	介護保険および高齢者に関する総合相談	長寿福祉課	2,315	2,548	2,443	2,512	2,596
障がいのある人	障害者虐待防止センター	障害者の虐待防止に関する相談	障がい福祉課	17	6	20	8	9
障がいのある人	障害者差別解消法相談窓口	障害者差別解消法に関する相談窓口	障がい福祉課	3	2	1	0	0
健康	健康相談・栄養相談	健診結果についての相談・からだの相談・こころの相談・栄養相談	すこやか支援課	64	13	57	101	301
健康	健康医療相談窓口	医療・健康・福祉に関しての総合相談	信楽中央病院	34	0	30	11	25
結婚	結婚相談会(婚活支援)	パートナーを見つけるお手伝い	政策推進課	218	172	202	284	252
消費相談	甲賀市消費生活センター	悪質商法の被害やトラブル、借金の整理方法の相談など消費生活相談	生活環境課	497	500	448	473	415
困りごと	法律相談	弁護士による困りごとについての相談	総務課(法務係)	平成29年度で事業終了				
困りごと	生活支援窓口	生活の不安や心配などの相談	生活支援課	2,608	3,023	2,512	3,893	3,735
働く	就労相談	就職・転職のための情報提供や公共職業安定所への取次ぎ	商工労政課	362	-	-	-	-
働く	新規就農相談	新たに農業を始めることについての相談	農業振興課	8	6	14	17	13
行政	行政相談	国の仕事や特殊法人の業務についての相談	生活環境課	43	24	19	29	60
DV	DV相談	配偶者等からの暴力に関する相談	家庭児童相談室	35	144	104	112	195

3. 人権に関する総合計画（分野別資料）

（1）こどもの人権

児童虐待相談件数（家庭児童相談室）

単位：件

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規・継続の別	新規	256	399	388	405	585
	継続	301	260	284	184	182
虐待種別	身体的虐待	189	215	171	130	191
	ネグレクト	125	159	195	211	285
	心理的虐待	236	282	301	245	289
	性的虐待	7	3	5	3	2
	計	557	659	672	589	767

いじめ認知件数（学校教育課）

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	149	142	185	124	107
中学校	43	37	55	72	62

（2）高齢者の人権

要介護認定者数等（長寿福祉課）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援 1	703	658	631	615	598
要支援 2	594	544	564	510	468
要介護 1	894	938	994	998	996
要介護 2	806	767	770	799	822
要介護 3	572	653	643	667	699
要介護 4	545	557	575	589	581
要介護 5	482	465	439	446	462
合計	4,596	4,582	4,616	4,624	4,626

高齢者虐待相談・通報件数（長寿福祉課）

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規	79	61	42	45	50
継続	53	53	42	23	29
合計	132	114	84	68	79

(3) 障がいのある人の人権

障害者手帳所持者数 (障がい福祉課)

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	3,637	3,499	3,492	3,405	3,432
療育手帳	1,093	1,149	1,187	1,233	1,283
精神障害者保健福祉手帳	635	660	695	759	835
合計	5,365	5,308	5,374	5,397	5,550

障害者虐待相談件数 (障がい福祉課)

単位：件

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規・継続の別	新規	17	6	20	8	9
	継続	11	10	3	1	6
虐待種別	身体的虐待	7	4	7	1	4
	ネグレクト	1	0	0	0	1
	心理的虐待	5	3	2	0	3
	性的虐待	0	1	2	0	1
	経済的虐待	1	2	0	0	1
合計		11	7	9	1	7

(4) 外国人の人権

国籍・地域別外国人数 (市民課)

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ブラジル	1,483	1,514	1,670	1,717	1,714
中国	398	377	275	288	289
フィリピン	354	353	345	340	349
ペルー	338	345	357	373	356
韓国・朝鮮	223	210	205	192	187
ベトナム	570	663	708	918	1,079
その他	386	358	325	451	569
合計	3,752	3,820	3,885	4,279	4,543